

院内学習会

カジノ解禁について考える

2017年2月14日(火) 12時~13時

参議院議員会館101会議室

◆司会：吉田 哲也（日弁連消費者問題対策委員会委員）

<プログラム>※進行については若干変更する場合があります。

I 開会挨拶

日本弁護士連合会副会長 岩渕 健彦 副会長

II 国會議員からの挨拶

III 報告 カジノ推進法(プログラム法)の問題点～国会審議で明らかになったこと～

静岡大学人文社会科学部教授 鳥畠 与一 氏

IV 各団体からの報告

V 総括・閉会挨拶

日弁連多重債務問題検討ワーキンググループ座長 新里 宏二

主催 日本弁護士連合会

■ 資料目次 ■

(頁)

資料 1	【報告】カジノ推進法（プログラム法）の問題点 ～国会審議で明らかになったこと～（鳥畠与一教授）	1
資料 2	【資料】参議院内閣委員会・参考人レジュメ（新里宏二・2016年12月12日）	11
資料 2-2	【参考】第百九十二回国会・参議員内閣委員会議録第一号（抜粋）（平成28年12月13日）	15
資料 2-3	【参考】「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」及び提案理由（九州弁護士会連合会・2016年9月23日）	25
資料 3	【参考】特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（法律第百十五号・平二八・一二・二六）	33
資料 3-2	【参考】特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に対する付帯決議	38
資料 3-3	【参考】特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に対する修正案（可決）	40
資料 4	【意見書】「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書（日本弁護士連合会・2014年5月9日）	42
資料 4-2	【ポンチ絵】「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書の説明資料	47
資料 5	【会長声明】「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に対し改めて反対し、廃案を求める会長声明（日本弁護士連合会・2016年11月30日）	49
資料 6	【会長声明】「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、廃止を求める会長声明（日本弁護士連合会・2016年12月15日）	50
資料 7	【社説・読売新聞】（2016年12月2日） カジノ法案審議 人の不幸を踏み台にするのか	51
資料 7-2	【社説・日本経済新聞】（2016年12月3日） 拙速なカジノ解禁は問題多い	52
資料 7-3	【主張・産経新聞】（2016年12月18日） カジノ解禁法成立 国の無責任さ見過ごせぬ	53

カジノ推進法（プログラム法）の問題点

～国会審議で明らかになったこと～

日本弁護士連合会院内集会

2017年2月14日

静岡大学 鳥畠与一

はじめに：カジノ推進法の審議で明らかになったこと

◆衆院内閣委員会での6時間に足りない審議、般若心経に象徴される空虚なやり取り、再度の会期延長の末の成立から浮かび上がったのは

- (1) 実質的な議論ができない仕組みが浮き彫りに
プログラム法→実施法→地域の選定→カジノ運営会社の決定→
最後にならないと、具体的で正確な評価が出来ない仕組み
- (2) 刑法の賭博罪阻却の8条件をクリアする論理の無理
営利の民間賭博でも経済的効果（雇用、税収etc）が大きければ公益性となるという主張。経済的効果の強調は、射幸性と副次的弊害と対立
- (3) プログラム法としての欠陥が露わに
当初「ギャンブル依存症」という用語がなく、修正後もカジノ起因の依存症対策という枠組み。カジノ合法化で依存症対策という論理の破綻
- (4) 投資側の真のターゲットが明白に
日本人の所得と家計金融資産で高収益が確実な最後の未開拓地

1. 実質的な議論ができない仕組み

◆プログラム法

①施行から一年以内に実施法の策定を政府に義務付け

10条「カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする」 1項から8項

②施行から3か月以内に整備推進本部の設置

*具体的な内容は実施法に先送りで議論できず

◆実施法：国際競争力の高い魅力ある・・・必要な措置を講じる

*では、ここで具体的な議論ができるのか？

→実施法の成立後

①自治体から提案を公募して選定

②自治体が事業者から提案を公募して選定

*具体的な投資規模、IR施設内容など具体的な事業内容が明らかになるのはこの段階では？最後の最後まで具体的な評価が出来ない仕組み？
3

2. 刑法の違法性の阻却の論理の破綻

◆刑法185・186条の賭博禁止の35条による阻却条件

加藤参考人「基本法であります刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を、それ自体を没却するような立法がなされるといったら、法秩序全体の整合性を害するということにもなりかねないわけであります」（11.30衆院）

↓

公営ギャンブルの特別法（阻却の8条件）

§カジノ推進法のどこに違法性を阻却する要件があるのか？

西村「観光、地域経済の振興、財政の改善に資する、これは明らかに公益の目的のものでございます」（12.2衆院）

緒方「そんなことを言ったら、税金を上げるビジネスをやっている人はみんな公益性がありますよ。おかしいじゃないですか。」（12.2衆院）

清水「統合型リゾートの中に設ける場合は合法だ。では、カジノだけ単体でつくる、仮にそういった場合は、これは違法だというわけですか。・ではIRの中に今のパチンコやパチスロ店が出来たとすれば、これは違法性が阻却され、合法となるということですか？」（12.2衆院）

*カジノ単体だけでも公益性があるという論理になってしまふ！

4

◆参院では

細田「これは公益性の高い事業目的を有するＩＲ施設の一環であり、他の公営競技と同様、国際観光や地域経済の振興に寄与するといった公益を図ることを目的とし、かつカジノ施設の収益が納付金の形で国民生活の安定工場につながる社会福祉、文化芸術の振興等、広く公益に還元する仕組みが想定されているわけでございます」（12.8参院）

岩屋「カジノ単体ということになりますと、それはその刑法の違法性を阻却するに足る事由にはなり得ないだろうと思っております。やはり、そこからの収益といったものが公益に還元されていく、そして、その一部にカジノを含むＩＲという統合型施設が我が国の観光振興、経済の活性化、地域の振興にもつながっていく、そういう大きな利益というものが、公益というものがもたらされるという仕組みでなければやはり違法性は阻却されないだろうと考えております」（12.8参院）

加藤参考人「（大門議員の公益性の法務省見解について）目的の公益性を担保する制度としてこの制度以外にあり得ないという趣旨で記載しているものではございません」（12.8参院）

* 「目的の公益性（収益の使途を公益性のあるものに限ることも含む」

5

3. プログラム法の「欠陥」&「抜け穴」

◆衆院参院合わせて30数本の付帯決議という異常さ

法の修正の上、再提出が筋ではなかったか！

①ギャンブル依存症対策に対する欠陥

依存症対策の取組み強化に対する付帯決議がされるも・・・

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。・・・またカジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組みを抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組み・体制を設けるとともに、・・・このために十分な予算を確保すること」



- ・審議では世界最高水準の対策（グローバルスタンダード）採用と回答も厳格な入場規制の導入（自己排除・家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、個人番号カードの検討）
- ・「ギャンブル依存症対策基本法」制定の動きも実効性は乏しい
→カジノ管理委員会設置のみ定められ、シンガポールのN C P G型の依存症対策機関の設置については不明確なまま・・・

6

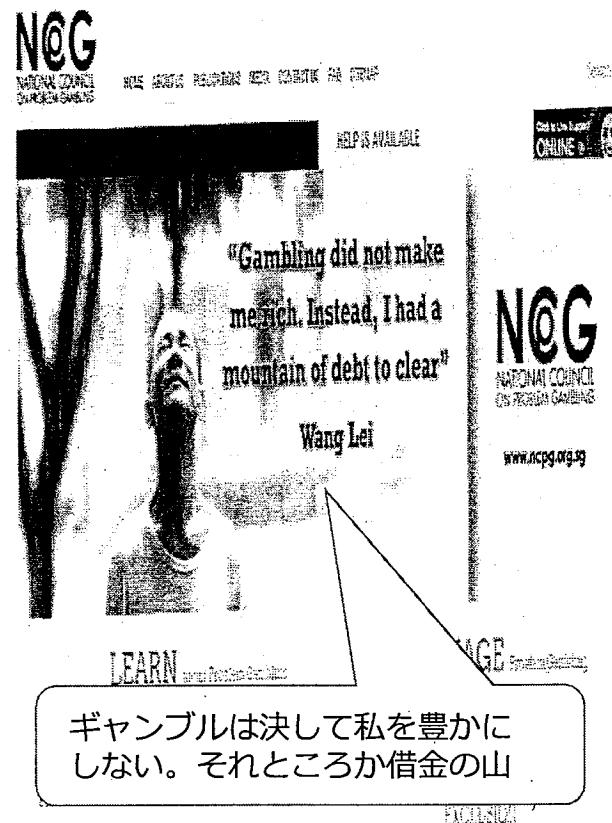
シンガポールNCPG

◆National Council on Problem Gambling (2005年創設)

- ・17名の理事メンバー
- ・社会家族開発省にギャンブルによる社会問題について勧告
- ・自己排除制度の実施
- ・問題ギャンブルの公的教育と援助
- ・カジノ運営会社の責任あるギャンブルの実行の促進
- ・問題ギャンブルの調査
- ・問題ギャンブルの防止と治療

↓

社会家族開発省 (MSF) 傘下の独立審議会として、スタッフ等はMSF (gambling safeguard division) が派遣。



②マネーロンダリング規制の曖昧さ

付帯決議で、事業主体の廉潔性確保、厳格な入場規制、世界最高水準の営業規制、FATF勧告への適切な対応、厳格な税の執行を掲げるも、肝心のジャンケットについては「極めて慎重に検討」

* ジャンケットこそが、カジノの高収益エンジンの要であり、そしてマネーロンダリングの中心

③納付金と入場料の曖昧さ

Gaming Taxではない「納付金を徴収することができる」のみ

↑

在日米国商工会議所の要請

- ア) ゲーミング税は10%以下に
- イ) 掛け金に消費税は課さない
- ウ) 入場料の徴収は行わない

* 消費税を課さず、ゲーミング税が10%以下になった場合は、税の増収効果は期待できることになる。

④認定申請する自治体の受け入れ地域の合意の欠落

付帯決議「公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること」

*具体的設置構想の客観的評価に基づいた住民投票の仕組みの欠落

上

host communityによるreferendumによる承認が必要！

⑤ I R の地理的限定の曖昧さ

「特定複合観光施設区域」の区域とは？「特定複合観光施設」 = 「観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」の一体とは？

→第2条の2項 「別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき國の認定を受けた区域をいう」

*ドイツのバーデンバーデンを I R の一類型に含める推進派の存在。北海道の構想では3地域をまとめた区域申請の検討が提示。カジノだけ追加すれば、 I R として認められる？

9

マサチューセッツ州における住民投票の仕組み

◆カジノ設置までの手続き

① Host Community Agreement (HCA) の締結

設置自治体とカジノ運営企業



影響評価

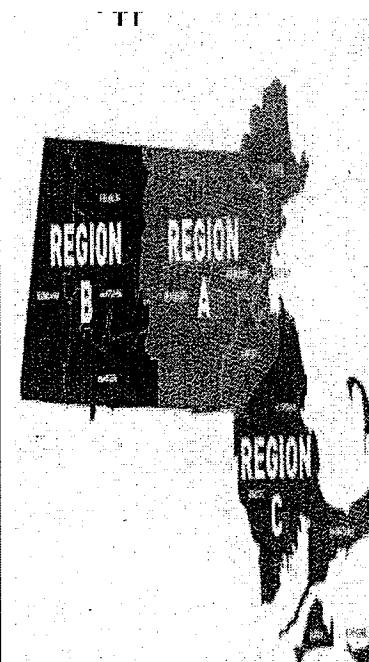


住民投票 (referendum)

② Surrounding Community & Related Agreement

設置自治体の周辺自治体との合意書の提出

NY州その他でも住民投票が一般的



Finally, CGR conducted an analysis of the "host community agreements" negotiated between prospective casino host sites and casino developers. Under Massachusetts' Expanded Gaming Act of 2011, the Commonwealth is in the process of approving three destination gaming facilities. Each site must be approved by a referendum held in the host community. Each developer negotiated a set of payments with the host community and surrounding communities in advance of the referendum.

10

HCAの事例

Massachusetts Host Community Agreement Summary

Operator	City of Revere, MA Mohegan Sun	City of Springfield, MA MGM	City of Everett, MA Wynn Resorts	City of West Springfield, MA Hard Rock	Town of Milford, MA Foxwoods	Town of Tyre, NY Wilmet
Type (per NYS)	Class III	Class III	Class III	Class III	Class III	Class III
Gross Gaming Revenue/Net Win (\$m)	\$1,000	\$480	\$804	\$456	\$1,000	\$265
Total prepayments	\$33.0	\$15.1	\$30.0	\$4.4	\$33.2	n/a
Construction Period (years)	4	3	3	4	4	n/a
Annual prepayment (\$m)	\$8.3	\$5.0	\$10.0	\$1.1	\$8.3	\$2.3 (from MA avg)
Annual prepayment as % of GGR	0.8%	1.0%	1.2%	0.2%	0.8%	0.9% (avg)
Community Mitigation Fund (CMF): 1.625% of GGR (\$m)	\$16.3	\$7.8	\$13.1	\$7.4	\$16.3	\$4.3 (MA %)
Annual Impact Fee + PILOT	\$25.0	\$26.1	\$25.0	\$25.0	\$35.0	\$9.6 (MA avg)
Impact Payments/PILOT as % GGR	2.5%	5.4%	3.1%	5.5%	3.5%	3.6% (MA avg)
Total: Impact fee, PILOT, CMF	\$41.3	\$33.9	\$38.1	\$32.4	\$51.3	\$14.0 (MA avg)
Total Local as % of GGR	4.1%	7.1%	4.7%	7.1%	5.1%	5.3% (MA avg)

◆ City of Brockton and Mass.Gaming & Entertainment LLC

①MGEは、約6.5億ドルの投資／毎年1000万ドルかGGRの2.25%の多い方の

額を支払う／毎年300万ドルの地域振興費／影響度調査の費用負担／市と周辺地域の住民を優先的に雇用／申請に係る市の作業の費用負担

②市は、市レベルでの住民投票実施／ライセンス許可へのサポート／新規の課税や手数料徴収は行わない。

11

4. 「経済効果＝公益性」論の破綻

◆参院付帯決議二

「目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと」



審議：「観光及び地域経済の振興に寄与する、財政の改善に資する」ことが公益性という回答

- 民営（私益追求）でも、雇用や税収増加等の経済的貢献がなされれば公益性実現という論理では、民営と公営の区別がなくなる。
- I R内にパチンコを設置すれば合法となるのか？事実上のパチンコ合法化の枠組みとなる。

* 刑法の賭博禁止という法体系の根幹の否定となる論理。かつ利益極大化の民営賭博では、射幸性の程度、副次的弊害の阻止と根本矛盾

12

カジノが必要だという論拠がそもそもない？

表 外国観光客の増加 日本とシンガポールの比較

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	増加率	増減
日本：人数	na	861	622	836	1,037	1,341	1,974	2,403	386.3%	1,781
消費額（億円）	na	11,490	8,135	10,846	14,166	20,278	34,771	37,477	460.7%	29,342
シンガポール：人数	968	1,164	1,317	1,450	1,557	1,510	1,523		203.9%	589
消費額（億ドル）	126	189	223	231	235	236	218		186.5%	109

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」（2010年4-6月期より開始）より

シンガポール Annual Report on Tourism Statistics

注：増減率は、ボトムからピーク時点までの変化率である。人数は万人である。

I Rで国際観光客急増のシンガポールを見習え！と推進派は言うが・・・
シンガポールのカジノは早くも息切れ（持続性がない！）
カジノが無い日本の方が、ずっと外国観光客とその消費額が増加！
約3兆円の消費が生まれている！ どこに波及したの？

なぜ「日本版カジノは大きな成功が約束されているのか」

◆小池隆由氏（キャピタル&イノベーション代表）

「カジノ反対論者は事実をもとに冷静な判断を」（12月17日）

①「15年の歴史の積み重ね」「関係者の間で共有」・・・

国民の間では共有されていない！

内閣官房のI R調査チームもトーマツ等に調査は丸投げ！

②成功の「秘策？」

ア)過当競争の制限 道州制の広域ブロックごとに一つずつ

イ)商圏の大きさ：「大きな利益が期待」

関東I R：営業利益2000億円 *マリナベイサンズで1300億円

関西I R：営業利益1000億円 ベネティアンマカオで1019億円



G D P & 国民所得の大きさ

小池（14年7月16日）「カジノ市場規模を決定する要素は、対象マーケットの個人金融資産量、施設数です。」

*唯一の収支リスク=過当競争

14

世界で最も儲かる市場！？

■日本、アジアの大型IR施設の収益規模

(単位：億円)	関東IR	売上比	関西IR	売上比
売上高	5,400	100%	3,000	100%
カジノゲーミング	4,500	83%	2,400	80%
ホテル・ルーム	400	7%	250	8%
レストラン飲食	300	6%	200	7%
ショッピング・リテイル	100	2%	100	3%
エンターテインメント、MICE	100	2%	50	2%
EBITDA	2,500	46%	1,200	40%
営業利益	2,000	37%	1,000	33%

(単位：億円)	Marina Bay Sands	売上比	Resorts World Sentosa	売上比	The Venetian Macao	売上比
売上高	3,100	100%	1,801	100%	3,136	100%
カジノゲーミング	2,431	78%	1,312	73%	2,660	85%
ホテル宿泊	377	12%	188	10%	224	7%
その他	292	9%	301	17%	252	8%
EBITDA	1,582	51%	686	38%	1,133	36%
営業利益	1,300	42%	433	24%	1,019	33%

(注)日本は2021年度以降の想定、アジアは2015年度実績。1米ドル=105円、1シンガポールドル=75円、1ユーロ=115円で換算 (出所)キャピタル&イノベーション株式会社

マカオ、シンガポール以上に儲かる！

■各ブロック(隣接三県)、都道府県の経済規模

	県民経済計算(平成25年度)～内閣府	宿泊旅行統計(平成27年)～観光庁				
		総人口	県内総生産・名目	県民所得(10億円)	延べ宿泊者数(人)	うち外国人(人)
北海道 北海道	5,430,719	18,269	13,821	32,170,760	5,480,580	
東北 岩手県	1,294,535	4,516	3,493	6,099,340	105,300	
宮城県	2,327,811	8,817	6,651	10,877,290	190,130	
福島県	1,946,202	7,175	5,423	11,149,120	52,450	
関東 千葉県	6,192,323	19,811	18,694	22,462,620	3,478,190	
東京都	13,299,871	93,128	59,959	59,549,010	17,779,970	
神奈川県	9,078,769	30,219	26,981	18,962,090	2,172,550	
関西 京都府	2,617,347	9,825	7,784	18,741,530	4,811,200	
大阪府	8,848,770	37,315	26,506	30,901,920	9,338,480	
兵庫県	5,557,534	19,233	15,651	14,160,410	1,192,280	
四国 兵庫県(横濱)	5,557,534	19,233	15,651	14,160,410	1,192,280	
香川県	985,487	3,647	2,758	4,251,830	222,630	
徳島県	769,711	2,937	2,215	2,235,200	57,680	
高知県	1,110,711	2,937	2,215	2,235,200	57,680	高知市(今は、兵庫県と陸路でつながる。関西から四国への入り口。関西の客層を反映する)
九州 福岡県	5,089,677	18,190	14,406	16,224,710	2,378,210	
佐賀県	839,670	2,681	2,110	3,147,210	199,950	
長崎県	1,396,785	4,393	3,378	8,182,140	836,020	

出所：キャピタル&イノベーション
黄色部分は構造改革を持つ都道府県

地方のIRも十分儲かる！

なぜ儲かるのか？

■アジア各国のカジノゲーミング市場の比較(クロスゲーミングレポート、2013年精算)

順位	国	市場規模	GDP比率	市場の元気と今後の見通し
1	マカオ(中国)	4.5兆円	0.45%	中国の経済成長、政府の計画的な設備増強、今後も高成長持続へ
2	シンガポール	6,000億円	2.20%	2施設(MBS/RWS、2010年開業)が高稼働、今後はASEAN内の競争激化へ
3	オーストラリア	3,500億円	0.25%	1990年代より本格拡大、州ごとの免許審査、安定推移へ
4	日本	2,700億円	0.20%	外国人向け16、内国人向け1施設、東アジアで先行したが、今後は域内競争に
5	フィリピン	2,000億円	0.90%	地元寄付市場だったが2010年から大型IR建設ラッシュ、ASEANのIRに
6	マレーシア	1,800億円	0.60%	Resorts World Gentingが唯一の公認施設、ASEAN内の競争激化へ
7	日本(潜在市場)	1.2兆～2.2兆円	0.25～0.45%	国際型、地域型を含め、10カ所程度が稼働する段階

出所：キャピタル&イノベーション 小池義則著『マカオの発展とIRの進化』

◆ラスベガス関係者のつぶやき

「中国人並みに日本人がカジノで金を使ってくれれば・・・」

§日本のマーケット 2.2兆円

マカオのギャンブル収益の対中国GDP比(0.45%)を日本に適用
×

§過当競争の制限 10カ所程度

東京・大阪のほか地方ごとに制限
＝ 高収益の保障

「カジノは日本のとくに富裕層の個人金融資産の一部を吸い上げる事業です。日本にとって個人金融資産の蓄積は最大の経済資源であり、その一部を開拓するわけです。」小池14.7.2

反対論者の主張は事実を正しく認識していないケースが多い。

◆ファクトチェック！

①海外のカジノ産業衰退との比較

「日本と米国では事業環境が異なり
比較の意味は乏しい」

*米国内の過当競争は認めつつもア
ジア各国は施設数管理・・・



国内の施設数管理ではなくアジア市
場での過当競争を指摘している！

②ACでは、一部施設の閉鎖で残存
施設の利益は10年以降の最高益！



前年割れは継続し、ついにトラン
プ・タージマハールは秋に破綻！

	2,012	2,013	2,014	2,015	2,016
Atlantic Club	103,789	112,242	3,924	0	0
Bally's AC	302,269	255,489	227,579	224,331	175,872
Borgata	686,222	695,700	738,211	804,166	636,516
Caesars	345,091	324,820	311,195	310,918	230,290
Golden Nugget	127,166	131,235	178,968	207,878	165,501
Harrah's	440,693	401,700	403,911	424,031	320,676
Resort Casino	127,187	124,618	137,198	154,972	126,144
Revel	159,932	189,705	131,139	0	0
Showboat	225,600	197,223	114,571	0	0
Tropicana	264,037	244,471	303,079	322,309	260,712
Trump Plaza	101,201	76,328	42,197	0	0
Trump Taj Mahal	287,655	257,883	212,152	170,025	121,466
小計	3,170,842	3,011,414	2,804,224	2,618,630	2,037,177
Internet Gaming only	0	1,361	21,372	26,418	30,884
合計	3,170,842	3,012,775	2,825,596	2,645,048	2,068,061

資料：New Jersey Office of the Attorney General DGE Announces Quarterly

注：青字は、インターネットゲーミング込み

2016年は第3半期まで、赤字は前年割れ

17

5. 日本社会を破綻に追い込むIRの本質

◆ IR型カジノの集客メカニズム

「施設全体が集客し、カジノ部分が集
中的に収益化、マネタイズする仕組み
です。」（小池14.7.2）



カジノ収益によるコンプ提供



IR各施設は格安料金で集客



家族ぐるみでギャンブル体験



大金得る体験＆リピーターへ



依存症への道

*散々「吸い尽くした」後、治療が
理想的な責任あるギャンブラー

表 IRのビジネス手法：ラスベガスの場合

	2015年
初めての訪問	16.0%
ギャンブル目的	10.0%
リピーター ギャンブル目的	12.0%
初めて客 ギャンブル目的	1.0%
平均訪問数(回)	1.8
年1回訪問	62.0%
年5回以上訪問	3.0%
未成年の同行	8.0%

滞在中にギャンブル	73.0%
一日平均時間	2.9
ギャンブル消費額(ドル)	578.5
ラスベガス以外の訪問	16.0%
グランドキャニオン	67.0%
フーバーダム	51.0%

米国西部からの訪問	53.0%
カリフォルニアからの訪問	29.0%
外国からの訪問	16.0%

資料：Las Vegas Convention and Visitors Authority "Las Vegas Visitor Profile Study 2015"

責任あるギャンブルは有効か？

- ◆米国におけるカジノ合法化の影響
Exposure理論 vs Adaptation理論
 - ・カジノ産業
カジノ数拡大にも関わらず依存症率は増大しておらず有効

↑

参加率は低下している。全国民対象のサンプル調査の限界

- カジノ周辺ほど常習率増加
- 周辺にカジノ多いほど常習者増
- 常習者ほど依存症率増加

- *隠す病気、巻き込む病気、そして自己認識できない特性
- *カジノギャンブルの特性上、誰もが依存症になる危険性あり

表 米国のギャンブル依存症率の推移

	1999	2013
参加率	82.2%	76.9%
DSM-IV 4 以上	2.0%	2.4%
DSM-IV 5 以上	1.4%	1.0%
SOGS 3 以上	5.5%	5.0%
SOGS 5 以上	2.0%	2.4%

表 カジノからの距離と依存症率

距離	参加度	常習者	問題G
0~10	77.7%	11.2%	5.5%
10~20	77.8%	10.0%	5.3%
20~30	78.9%	10.4%	3.5%
30~40	74.4%	4.5%	2.0%
40~50	74.3%	8.4%	2.1%
50~	72.2%	7.5%	2.9%

資料:J.H.Welte他 "Gambling and Problem Gambling in the United States : Changes Between 1999 and 2013"他

注:①DSM-IVは5つ以上で病的ギャンブラー。SOGSでは3点以上が問題ギャンブラー、5点以上が病的ギャンブラー。
②常習者は、週二回以上のギャンブラー

19

終わりに：投資側の要請は？

◆在日米国商工会議所意見書（改訂版）

- 「統合型リゾートが日本経済の活性化に寄与するための枠組みの構築」
 - 世界最大級のカジノ市場の潜在性（Oxford Economicsの経済効果推計）
 - ①カジノ総収入に対する税率は10%以下で法人事業税として取り扱う。
 - ②入場者は20歳以上とし、24時間年中無休での営業を認める
 - ③カジノの規模については恣意的な規制は課さない
 - ④カジノ内での金融サービス（クレジットや送金など）を認める
 - ⑤外国居住者の勝ち金にはいかなる個人所得税も課さない
 - ⑥公共交通機関に直接アクセス、最寄りの国際空港から30～60分以内
 - ⑦東京や大阪では複数のカジノを認める
 - ⑧カジノ運営会社は過去の経験を重視する
 - ⑨カジノ・ギャンブルは消費税の対象外とする
 - ⑩IR開発業者は地方自治体が国の基準に基づき入札を実施・監督する
- *依存症対策については、責任あるギャンブルの推進。経済的効果を妨げる規制として、賭け金の上限と入場料の徴収を挙げ、採用しないことを推奨している。

平成28年12月12日

参考人

弁護士 新里宏二

1 弁護士の新里宏二です。本日は参考人としてお呼びいただき発言の機会を与えていただきありがとうございます。私は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆるIR法案・「カジノ解禁推進法案」）について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

2 カジノの経済効果とは

統合型リゾート・IRは投資、雇用が期待でき経済を活性化させる切り札であるなどと言われています。アメリカの投資銀行は日本のカジノの経済効果を4兆円などと試算していて、その中で、狙いが日本人の金融資産であることを明らかにしています。日本ゲーミング学会の谷岡一郎（大阪商業大学学長）氏はカジノ推進について、「海外からの投資が盛んになり高齢者のタンス預金など世の中に出て来にくいカネが回り始める」と新聞紙上で明言されています（2014年（平成26年）2月28日毎日新聞オピニオン）。

2014年（平成26年）5月アメリカのカジノ運営会社であるサンズ社の会長は日本のカジノに5000億円ないし1兆円を投資すると述べています。それだけ短期的に巨利を挙げることができるということでしょうか。

日本にはカジノ事業についての蓄積はなく海外からの資金及びノウハウに頼らざるを得ず、日本人の金融資産がカジノを通じて海外に散逸することの危惧の念を抱くのは私だけでしょうか。

カジノ賭博は業者が儲かり、事業者の儲けはカジノでの負けの総体です。

私自身、多重債務問題に取り組み、ギャンブルで借金をつくり、仕事、家族を失い自分の命まで失う悲劇をつぶさに見てきました。カジノ賭博は、多くの者が財産を失い、依存症へと追い込まれる。カジノは不幸を撒き散らすビジネスではないのでしょうか。人の不幸を前提とした成長戦略に大きな疑問を感じざるを得ません。

3 日弁連意見書

2014年（平成26年）5月9日、日弁連はカジノ解禁推進法案に反対しその廃案を求める意見書を採択しています。

カジノ解禁推進法案の問題点について、カジノの経済効果への疑問、暴力団対策上の問題、マネーロンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年への健全育成への悪影響及び民間企業の設置、運営によることの問題を指摘しています（資料1）。

（1）ギャンブル依存症

ギャンブル依存症の問題は極めて深刻です。ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性で、放置すると自殺にも至ることもある極めて重篤な疾患であり、我が国において、2014年（平成26年）3月の厚生労働省研究班による調査結果では、成人男性8.7%，成人女性1.8%，全体4.8%で、推計数は536万人に達す

るとされ、アメリカ（ルイジアナ）1.58%，オーストラリア男性2.4%，女性1.7%，フランス1.24%などと比べ極めて高い数値となっています。日本には公営ギャンブルのほかにパチンコが地方の隅々にも存在しています。世界のスロットなどの遊戯機械の6割以上が日本にあることがギャンブル依存症問題を深刻化させています。

カジノは利益を上げるために多数の賭博客を得ようとするのは当然であり、カジノ設置によってギャンブル依存症の患者が増加することは明白です。カジノの売上げによってギャンブル依存症対策を推進するとの見解もありますが、ギャンブル依存症問題の深刻さからすれば、ギャンブル依存症対策は、カジノ解禁の問題とは別個に、その対策を強力に推進すべきものです。本年9月、九州の弁護士と弁護士会の集まりである九州弁護士会連合会で、「ギャンブル依存症のない社会をめざして」と題するシンポジウムが開催され、「ギャンブル依存症のない社会を目指す宣言」が採択されています。弁護士側から、ギャンブル依存問題の解決のために必要な基本法の制定が提案されているところです。

(2) 民間企業の設置、運営によることによる問題

日本では賭博は太古の昔から厳罰を持って禁止され、記録上確認できるのが持続天皇による「すぐろく禁止令」であることは国会の議論でもなされているところです。

現行刑法は、賭博及び富くじに関する規定（刑法第185条以下）を設けています。他方で、特別法（当せん金付証標法、競馬法、自転車競技法等、）により、賭博罪・富くじ罪に該当する行為を正当化する規定が置かれており、実際上は、これらの公認された賭博・富くじの枠外で行われ、違法行為を惹起し、暴力団等の資金源となりうるような賭博・富くじが処罰の対象となっております。

カジノについて違法性阻却を認めることができるかどうかについては、本年12月7日付法務省のペーパーによれば、8項目が示され「これまで刑法を所管する法務省の立場からは、例えば、目的の公益性（収益の使途が公益性のあるものに限ることも含む）、運営主体の性格（官またはそれに準じる団体に限る）、収益の扱い（業務委託を受けた民間団体の不当な利潤を得ないようにするなど）、射幸性の程度、運営主体の廉潔性（前科者の排除等）、運営主体への公的監督、運営主体の健全性、副次的弊害（青少年への不当な影響等）の防止等に着目し、意見を述べてきたところであり、カジノの規制の在り方についても同様である」とされています。日弁連の意見書でも指摘していた論点ですが、カッコ内での指摘が明らかにされてくると、民営カジノでは従来の法務省の見解からすると合法の余地はないものと考えざるを得ません。

4 江原ランドの開設と深刻な依存症問題

韓国では2000年（平成12年）国内17番目のカジノとして、自国民が入れる「江原（カンウォン）ランド」がオープンします。ソウルから、200キロほど離れた旌善（チョンソン）郡に位置します。かつては炭鉱でしたが、2000年カジノリゾートして「江原ランド」としてオープンし、当初はカジノの単体でしたが、2003年（平成15年）に477の客室を有するホテルカジノとして全面リニューアルし、

周囲にはスキー場やゴルフ場も併設した複合観光施設となっています。中毒管理センターも併設され、13年間で利用者は約5万人。ランド内で自殺し人は48人を数えています。ランド側も当初は24時間営業だったのを20時間に短縮。客は入場記録が管理され1ヶ月の利用は15回に制限されています。私も、2014年（平成26年）8月に江原ランドを訪問しています。

2012年の入場者数は約300万人。国へ納める税金は年間475億円、約3000人いる従業員の6割は地元採用とされます。

それでも、カジノが開業した年から人口は減少し、子育て世代が町を出てしまい、人口減少に歯止めがかからないといいます。江原ランド最寄り駅である舎北（サブク）駅のバス停、電話ボックスには名刺大のおびただしい「サチエ」（日本のヤミ金）の広告、明らかにヤミ金が跋扈していることが予想されます。駅へ上がる坂に小型バスが止まっていた。「カジノホームレス宣教会」の相談所のようでした。担当者は不在でしたが、バスの後ろには少女がポスターを抱えている写真が貼っていました。「お父さん、お母さん、自殺しないでください。」と書かれていました。江原ランドでの自殺者の急増がこのポスターとなっているのだろうと考えられます。

江原ランド周辺の質屋街についてはその異様な雰囲気がNHKのニュース番組でも取り上げられています。

韓国でも、依存症対策としてカジノへの入場規制がなされています。

家族要請、本人要請、一般（規定違反）入場制限（規定違反行為が事実と認定された者の制限）もなされています。

韓国ではカジノにかかわる賭博中毒などが大きな社会問題となっています。

韓国では、ギャンブル産業の売上高が09年に16.5兆ウォンになり、他方、国家ゲーミング産業統合監視委員会のホームページの「賭博問題の社会・経済的費用推計研究」によると、「経済と財政」、「雇用」、「犯罪及び法律」及び「健康及び福祉」についてのそれぞれの金額を推計し、「賭博中毒者らの年間総社会・経済的費用」として、78兆2358億ウォンと指摘している。

負の影響が経済効果を大きく上回ることは、日本においてカジノ解禁をするかの議論する上では極めて実証的なデーターです。

江原ランド依存症管理センターから頂いた資料の最後の記載が示唆に富むことから紹介させていただきます。

示唆するもの

- どれだけ徹底した依存症管理システムを備えても、ギャンブル産業の副作用（家産の蕩尽、自殺、地域共同体の崩壊など）を基本的に防ぐことはできないので、
- 地域再生戦略としてカジノなどのギャンブル産業を誘致することは、非常に慎重を期すべきであり、誘致の前には徹底した準備が必要である。

(江原道廃炭鉱地域住民：やむを得なかつた極端な選択)
一ばらにとげあり一

5 2014年（平成26年）8月日弁連シンガポール調査

シンガポール調査の趣旨は、日本のカジノが観光目的でカジノを解禁したシンガポールを参考に企画されていること、シンガポールではカジノ利用は自国民にも許されているが、自国民には100シンガポールドル（約8000円）の入場料を課し、家族、本人、政府からの入場規制をかける仕組みがあること、これについても日本で参考にするとされていること。シンガポールはカジノの負の影響を抑えられているのかということを依存症支援の現場などから確認しようとしたものでした。

シンガポールがカジノを解禁したのは2010年（平成22年）であり、カジノは2箇所、MACE（国際会議場などの施設）を充実させたマリーナベイサンズ、家族向けアミューズメントを充実させたワールドリゾートセントーサです。

人口約500万人、都市国家です。

依存症の支援組織であるワンホープセンターでは、ギャンブル依存の相談が急増し、5年前は200～300件であったのが、500件台に急増しているとのこと、カジノが影響しているとのことでした。自国民に入場料を取ることについては、入場料分を取り返そうとすること、時間いっぱいゲームをすることから依存症対策として機能していないとのこと。さらに入場制限についても、ここへの相談者は制限者であり、これも機能していないとの認識でした。

平成25年秋から、ガイドライン（visit limit guideline）によって、賭博依存国家評議会（National Council for Problem Gambling NCPG）から月6回以上の利用者に対し通知を出し、銀行口座などを自己申告させること、カンセリングを受けることを通知するようになったとのこと。協力的でない者に対しては標準的な基準をもとに個別ケースで調整をして、1ヶ月のカジノへの入場回数の制限ができることになったとのこと。具体的には公団住宅に3室以内で生活している者に対しては月4回以内とする。さらに公務員に対し、月4回以上カジノに通っている場合、自己申告されることになったようです。

調査結果からすると、自国民への入場料、入場制限は依存症対策などとしては機能していないといわざるを得ません。また、支援団体2箇所での聞き取りで、ローンシャークが跋扈していることも確認された。依存症と借金・ローンシャーク問題はほぼ重なっているとの認識でした。

6 最後に

新聞各紙の世論調査では反対が賛成を大幅に上回り、各社説も拙速な審理に疑問を呈しています。特に本日のべた賭博の違法性阻却が民間賭博で可能なのかどうか十分な審議をお願いし、意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上

資料 2-2

それから、我が国の観光ヒシンソニ模様は、生
き、今二千万人になつたばかりですが、オリン
ピックまでに四千万人、その十年後に六千万人と
いうことでございまして、私は、それは実現でき
るし、実現しなきやいけないと思つていますが
多くのやっぱり海外のお客様を我が国にお招きを
していくというのがこれから観光政策の大きな基
柱であると思いますので、我が国におけるI.R.が大
日本人だけをターゲットにしているという指摘は
「当たらない」、そういうことでは目的を達するこ
ともできないと思つています。

それから、ある意味、先進地のラスベガスで
は、今ゲーミングの収入は三五%ぐらいに落ちて
きておりまして、ノンゲーミングが六五%ぐらい
の収入を生み出しております。我々が目指してい
るべき方向もそういう方向ではないかというふう
に思つてゐるところです。

○大門実紀史著 とにかくこの法案の最大の問題
点は、民営賭博を歴史上初めて、一千三百年の歴
史を破つて解禁するという話であります。それが

何か言いたいでしようから、一言どうぞ。
○衆議院議員(岩屋毅君) ちょうど夕べ、東大で
IRに関するシンポジウムがありまして、そこで
今お話を始めた谷岡先生ともお話しする機会があり
ました。さきの発言の真意についてお話ししてや
られましたが、今、何といいますか、成熟社会にな
なってきて、成長戦略一生懸命やっていますが、
投資がなかなか思つたほどは伸びない、消費も伸び
びないという中にあるわけでござります。今、考
る意味でいうと、もう団塊の世代の方々が高齢者

無理だということを、普通の解釋ならば無理だということをちゃんと検証もしないでやつてはいる。そのものがおかしいことと、ギャンブル依存症は、この申し上げたように、事後の治療とか処置はあっても、賭博を開いておいて依存症を増やすない対策なんか一つもありませんので依存症対策なんという言葉を使うべきではないと。

経済効果論といいますけれども、そもそもこれ経済ではありません。サミニュエルソンが言つてはいるところ、これゼロサムゲームですから、人の金をこいつへ持つてくるという話だから、そういうものを経済効果論で語ることそのものがあつたかしいし、地に落ちている、国会の議論ではないとふうことを申し上げて、私の質問を終わります。

○山本太郎君　ありがとうございます。自由党の共同代表、山本太郎です。

会派を代表しまして、IR法案、いわゆるカジ

○衆議院議員(細田博之君) 現在、非常に多くの人がそういう問題に当面しているということは、私も數年以上前から、朝、パチンコ屋の前に行けば分かるわけです。九時から並んで、十時に整理券をもらったので入って、台を選んで一日中やっていると、それで景品と換えるとかですね。競馬においても競輪においても競艇においてもそういう人たちがいると。毎日行こうが行くまいが、自分の稼いだ金の範囲内で、貯蓄のある範囲内で使うのは誰でも自由だと思うんです。自分の遊びですから。それしか趣味のない人で、かわいそうだととしても、それは別に問題はない。

だから、依存症の問題というのは、そのことによつて家族が泣いたり、先般の山本議員のいろいろな例示であるように、非常に問題が生じている、困窮もして闇金に走つたり、何か売春をしたり、大変な方のですね、そういうことをしたり、順番にお願いします。

悲劇が起きて、自殺者が出るとか、そういうことなんですが、どこで繩を引くかができないがために、これまでの政府は、私が勝手に見るところでは、これを全部をギャンブル依存症というわけにはいかないし、つまり、はじめやDVDと同じで、家族の訴えがあつて、あるいは自分の訴えがあつて、それはかわいそうだ、社会で面倒見ようということにならないとなかなかお世話をできないいうなことが同じように起こっているのではないかと。
それを、ただ毎日パチンコをやつたり競馬に行つたりする人は全部がギャンブル依存症といつてもしようがないので、そういう問題がなければ毎日行つたらいいんです。何万円でも何百万円でも賭金がある人は使つたらいいんです。だから、そういう意味で、私は、そこにはギャンブル依存症という問題ではないので、毎日マージャンやる人とか、世の中には毎日テレビゲームやつている

責任を持ってやるというところまでは来たわけですが、それに対して、じゃ、パチンコというのはやめたらどうかと、事業を廃止したらどうかなど、競馬というのはやめたらどうかといふ議論はないわけですね。それは、そこはできないだらうというふうに思つてゐるわけですから。
そうすると、やっぱり被害者をピックアップして助けるしかないんです。だから、そういうことを私は実感として持つてゐるので、これはみんな、我々は挙げて何かをしなければならない、そういう問題認識でござります。

○衆議院議員(若屋毅君) 今、細田提出者から詳細にわかつてお話をありましたので、こつ知つたかということで簡潔にお答えしたいと思いますが、ギャンブルとは認めていないものの、遊技というものは我々子供の頃から身近にあつた存在でございました。私も、子供の頃は父に連れられて、一緒に煙もくもくの音ジャラジラの中へ何時間も過りましたことともございました。

それで、そういう依存症の傾向が実生活に、あるいは家族を崩壊させるような意味で問題が生じたときに、どう救済して、国家がどういう手算をを作るか、取るかという問題であるのにかかわらず、一億円とかそういうお金で、アルコール依存症やあるいは麻薬依存症やそういう人とつくるみで対策が取られていると言つてはいけない。これは社会問題としてどうやって取り上げて、D.Vやいじめのように社会が取り組んでいくかということの方が大事なわけござります。

だから、カジノの法案というのは、一つの契機でありますけれども、これまであるものの延長でありますから、逆に言うと、それをどう捉えるかということが今問題になっていて、そのことはこの法案を審議する上で私は非常な進歩をしていらっしゃると思いますし、衆議院での附帯決議でもございましたように、政府側もこうじうことについては

施設というのは非常に大きなノウハウがあつて、日本にはノウハウが余りないわけですね。やり始めるにあつては、これからノウハウを従業員とか管理者として学んでいかなければなりません。そのノウハウがまだ行き届いていないので、言わば日本企業だけによる運営というのは实际上難しいだろうということは分かるわけござりますね。

したがつて、投資は歓迎する、しかし、その投資の中には日本企業とジョイントでやろうと、それは、販売も分からぬ日本に投資しても、それで本当に観光客が日本文化の中で溶け込んで喜んでくれるかどうかは、じゃ、どういうシアターを造るかとか、どういうミーティングをやつたらいいのか、どういう規模でやつたらいのか、どこに造つたらいいのか、これは日本の大きな企業と連携をしたいということで来ているわけでござります。したがつて、我々は、やはり大きな施設としては民間によるジョイントベンチャーといふことになるであろうと、それはやむを得ないと。

しかし、この常習賭博罪等の関係でいえば、がつちり、従来の公営ギャンブルと同じように、きちっと納付金を取つて、そしてその納付金は、ギャンブル依存症はどうもかく、日本の観光振興とか、特に文化の面ではまだまだ整備が遅れているわけでございまして、伝統的な建築、建造物を改築し、そして保存する事業とか、あるいは文化を担う伝統芸能の人たち、あるいはオペラにしてもオーケストラにしても、様々な芸術分野の人は文部科学省からほとんどお金をお金をもらわずに、もう貧しい俳優とかたくさんいるのですね。

○大門実紀史君　とにかく法務省が今までのずっと取ってきた姿勢を変えない限り、法的に言えは私は民営賭博は不可能だと。それはちゃんと、さつき言つた参考人を、開いて明らかにしてもういたいなと思いますけれども。

そして、実は外資がやっぱり鍵を握っていると。その外資が言つてるのは、決して観光客の話じゃないんですね。今いろんな外資の名前が出ていますけれども、MGMリゾート・インターナショナル、マリーナ・ベイ・サンズ、あと、サンズは、あれですかね、細田さんと懇談されたこともあるんですね、まあ分かりませんけれども、いろんな名前で出ていますけれども、彼らがいろんなところで言つているのは、日本に海外のお客さんが来てじゃなくて、日本人が持つている日本の金融資産が大きいと、こういうことを言つているわけなんですね。こういうことを言つ正在ですね。

そのこところと、ついでに言つておきますけれども、先ほど岩屋さんが、外資入ったらどうなるんだと、ちゃんと日本にしかるべき責任を果たすのかと、納税の義務とかおつしやつたけれども、今納税の義務を果たさないのが大問題になつておりまして、私も財政金融委員会の中で、そういう外国資本が納税の義務を果たさないから、だから国際課税強張るううことで麻生大臣と一緒に提案しているぐらいで、今回これ、外資が入つてくるわけでしよう。そんなの、納税の義務なんか、もう世界中のどこかタックスヘイブンでやるわけですから、納税の義務なんか果たされるわけがないと、これは申し上げておきたいと思いますけれども。

話を戻して、国際資本が狙つてきているのも日本の中でもありますし、一番驚いたのは、大阪商業大学、ある意味ではカジノ推進派の皆さんとのシンクタンクのような大学、研究所でありますけれども、その谷岡さん、谷岡一郎さんですかね、学長さんが、前回の資料とか参考人の資料に

が、世の中に出にいくお金が回り始める、これが期待される。もう正直な方ですよね、あからさまですよね。さらに、マカオでは、マカオではですよ、マカオではカジノの稼ぎが去年、二〇一三年、このときだと三兆八千億円ありました、これは売上げではありません、収益ですと。つまり人々が失った金の合計が三兆八千億円ですと。これ、カジノ推進派の皆さんのがシンクタンクと言われている大阪商業大学の学長さんが言っているので、私たちが人の金を巻き上げていると言つていいだけじゃなくて、皆さんのシンクタンクがおしゃつていてるんですよ、人々が失ったお金ですね。

ハローラーと呼ばれるギャンブル愛好家はカジノのお得意様ですけれども、この種のギャンブルだけを相手にしていては経営が安定しない、一般の方々が参加できる広い裾野が必要ですと。一定の所得と貯蓄を持つ分厚い中間層、今は大分少なくなつたと思つていますけれども、がいる日本の大都市圏は大変魅力ある市場ですと。

つまり、ギャンブルだけを相手にしていると波がある、経営にリスクが伴うと。だから、安定収益になるのが、小銭を持っている、一定の貯蓄を持つていてる高齢者とか一般の家庭だということをおっしゃつていてるわけであります。そういう方がたくさんいるのは地方じゃなくて、これ都市部になりますから、それで大阪だの横浜だの、話がこうなつていてるわけでありまして、外資も言つてゐるし、皆さんのシンクタンクの大坂商業大学のトップも言つてるのは、共通するのは、今回のIRでやろうとしているのは、日本の個人金融資産、これを出そとということなんですね。これが、ある意味で、私たちが何度も指摘してきたような、今回の、きれい事ばかり、バラ色ばかり並べますけど、IRの本質ではないかというふうに思つわけであります。

シンガポールと日本、I.R.の、カジノの違いはターゲットが国内だと、鳥畠先生も明確に分析されておりました。過当競争がある、ないと言いましたけれども、もちろん国内ではないかも分かりませんけど、普通ならアジアのほかのカジノとの競争があるはずですよね。それで考えると、マカオがありシンガポールがあり、さらにその人たちを日本に連れてくるというのはかなりしんどい話ですけれども、そもそも国内がターゲットだったらそんな心配はないわけですね。

実は、経済同友会、関西経済同友会が試算している、試算がありますけれども、時間の関係でもう結論だけ言いますけれども、カジノの収入が約六千億ですね。I.R.全体の八割はやっぱりカジノで稼ぐと。それを、大阪商業大学は、大阪にカジノを造った場合、大体来場者数を百万人ということをよく出されておりますので、六千億を百万人で割りますと一人年間六十万円お金を落としてもらいう、そういう計算を関西経済同友会が出されております。これはリピーターを想定しないとそうならないですね。

ということでありまして、I.R.と家族で来てくださいというふうに何かふわっとしたものでおっしゃいますけれども、鳥畠先生が指摘されたように、家族で来てもらって、お父さん、お母さん、まづやつてもらって、次また来てもらう、リピーターにしていくということじゃないかと、まさに依存症製造計画じゃないかと私は前も質問で言いましたけど、そういうものじゃないかと思っています。

それから、大体家族連れで行つてですよ、家族連れで行つて親がカジノに夢中になつちやいますよね。今のパチンコがそうでしょう。パチンコ、親が夢中になつて犯罪まで起きていますよね。子供が亡くなっていますよね。そんなこともあるわけで、余り家族連れだと、何かそんないいことがぱっかり言わないでもらいたいなどいうふうに思っています。

本的な違法性の阻却の法務省の姿勢に關わる重要な問題です。それで、當時の法務省の刑事局の内藤さん、渡邊さん、そして民主党法務部門の座長だった松野信夫さん、弁護士さんを参考人として委員会に呼んでいたので、やっぱり一番法の根幹の判断に関わりますので、参考人として呼んでいた大いに意見陳述を求めたいと思いますが、委員長、いかがですか。

○委員長(難波選一君) 後刻理事会で協議いたします。

○大門・美紀史君　といふことがこの文書の意味であったたということなります。これをおいておいて先の議論はないだらうと思いますので、きつちとした参考人の意見陳述を求めていたいと、はつきりさせたいというふうに思います。法務省にとっても大事なことです。法務省が途中で政治的な状況が変わったからといってこういろんな判断を変えたら駄目ですよ、法務省は。

それで、そういうことの上に、これに、今のところに關わることで質問したいと思いますけれども、元々、一〇〇六年、平成十八年の当時は、自民党の、ここにありますけれども、我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針というのがあるんですけれども、自由民主党が、行政調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会、平成十八年六月十六日というのがあるんですね。カジノに、このときはまだ「IR」という言葉はありませんでしたけれども、カジノ導入の基本方針ということです。このときは、この案というのは民営端博じゃなくて公営で、運営を民間業者に委託するという仕組みでしたよね。

○衆議院議員(代理副幹事会) そのときの小委員長は私でございました。当初、私どもは、今までの公営競技のスキームをこのIRあるいはカジノに準じて構成するかのところが一番懸念されたと思いますので、なまかに話題なんか一番懸念存続だと思ひますので、なまかにこのときは公設民営という形だったんだでしょうねうか。

用するというか適用することができないだろう。そういう発想で勉強を開始をいたしました。しかし、その勉強をすればするほどに、公営競技等スキームとカジノの施行者がプレーヤーとなつて客と向き合う、ゲームのリスクを一時的に取らなくてはいけない、ということのゲーミングは、やっぱり種類の違うものだなど。これを公的主体に任されるというのは適切ではないという判断に至りました。

しゃつたように、当時の民主党さんも、あるいは公明党さんも維新の会の皆さんも一緒になって党派の勉強会をつくって、IR、カジノのスキームは公営競技のスキームとはやっぱり変えていなきやいないよねと。その代わり、民間事業に施行を委ねる以上は、今までにない厳格な監督管理体制をつくらなくちゃいけないよねと。それがカジノ管理委員会という発想につながっていくわけですが、そういう議論の過程を経て今日の姿になつているとということを御理解いただければ

○大門実紀史君 その後変わっていったという
は承知しておりますけれど、なぜ最初は公設民
だったのかというところなんですね。
一〇〇六年当時というのはどういうときだっ
かといいますと、先ほど申し上げました、前回申
し上げましたけど、小泉構造改革、竹中さんば
思います。

出てきてがんがんやり合いましたけれども、中の一つが何でも官から民へといふようなこと、あつて、財政諮詢会議でも、特区でカジノができるのかどうかなど、あるいは公営ギャンブルを民営化できいかという議論があつて、それがちよつと落ち込んできたんだですよね。

つまり、一九〇〇年から一九〇七年にかけて競馬法とか競輪法とかのいわゆる公営ギャンブルが最初は民営化できないかという話が、やっぱ無理だと、公的主体でなきや無理だと、業務委員会だけということになつて、あのときにつとつと改正されて、まさに公設民営しか駄目ですよと

うのがあるときの法務省の歯止めだったから、こ

ません。

私が思うのは、ちょうどその頃から、一〇一〇年前後してやっぱりスポーツが、特に海外の投資家等々のスポーツが具体的に現れ始めたと。

日本のカジノに投資をする場合、公設民営なんて面倒くさいことを言ってくれると投資効率が落ちると、やるならば民営でやらせてもらいたいといふ

そこまで具体的に言つたかどうかは別ですが、
当時の議論からいふと、最初はとにかく公設民営
にしたのはやつぱり法務省のそのときの刑法の解
釈があったからではないですか、最初の公設民
営という意味は。

はないかもしませんが、先生おっしゃるよう
に、構造改革特区のときに、もう既にその段階
で、うつしゆもくづくと云ふべきをなしてあるとま
る。

いかという地域からの要請が随分国に上げられておりました。一回にわたって当然それは門前払いをされたわけでございます。どううのは、刑法の

一部を一定の地域だけ穴を空けるなどという措置はそれはとり得ないところで、全部門前払いことになります。

そこで、今までの違法性が阻却された仕組みである公営競技というスキームを何とかそれに通用させようとしているのです。

することにできなかつた。それで、そうしてた地域の要望にも応えたいという思いも私どもありまして勉強を開始したんですが、その後はさつき

申し上げたとおりでございまして、これはどうも公的主体に委ねるというのは適切ではないなどという判断に至つたといふことでござります。

○大門実紀史君 私、共産党ですから、当時の民主党の中の議論というのは直接知らないんですけど、この点についても聞いてみると、民主党政

権にその後替わってきますよね、そのときに、やつぱり、何といいますかね、当時、独特のあつ、芝居は女優さんで、なん、芝居はう太口(しだぐち)。

の 徒歩は商たみがしたる 徒歩はもん 頭Eがんが
といふのが最初の民主党にわあつとあつたじやな
いですか。ああいうところで、この公設民営だと

天下り先になる、何になるということで、もう民間でいうのが強く出て民営論になつたといふことは聞いたことがありますけれども、私は、実はそれはそうかも分からぬけれども、それは分かり

場合は、一番最後は「同様である。」と。この意味とか、あるいは、午前中、上月先生が、これ誤解を受けると、よく分からないとおっしゃった意味は、実は今回の審議に当たって出したんだやなくてこの二〇一二年の四月六日のときに出した文書だから、ちょっと今読むと誤解というか、意味が分からぬところがいろいろあるわけあります。

その意味を説明いたしますけれども、当時、民主党的法務部門の座長さんだった松野信夫さん、今熊本で弁護士やっていらっしゃいますよね。大変正義感の強い弁護士さんで、当時民主党の中できちんと出てきたカジノの法案も、私たちと同じ考え方でしたから、あれは良くないというふうにおっしゃっていた方であります。その松野信夫さん、元参議院議員が当時民主党の法務部門の座長さんをやつていらしたんですね。昨日も電話で直接お話を聞きました。

法務省はこのときに、二〇一二年の四月六日のこの会議で明確に民営賭博は難しい、という見解を示したと明言をされております、当時のこの民主党の法務部門の責任者、座長さんだった松野さんが、このときは法務省は民営賭博は難しいとの見解を示したと明確に教えていただきました。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

突然のお尋ねでございますので、二十四年の四月の会議で具体的にいかなる発言をしたか、法務省の職員がいかなる発言をしたかといふことは確認しなければ正確にお答えすることはできませんが、当時お出ししている資料も、現在委員会に提出、大門委員に提出をしております資料と同種のものでございます。この趣旨も現在私が説明しているのと同趣旨でございますので、その当時から法務省の立場、考え方といふものは変わっていないというふうに申し上げることができます。

以上でございます。

○大門実紀史君

いや、変わっているんですよ。

変わっているんですよ。

よね、意味なんですね。

そういうことで思うと、上月さんが誤解するよ

うそもそも私自身も最初、カジノの問題を国会で取り上げるときに一番最初に勉強させてもらったのは、法務省の方々、検事さんですね。賭博罪の意味とか、百八十五条、百八十六条の成り立ちとか、三十五条とどう関わるかとかですね。最初、法務省の特に検事さんに私は勉強させてもらつて、教えてもらつてこの問題を取り上げ始めました

です。

最初のときは、もう別に今更そのときの人の名前とか出すことはやりませんけれど、明確に法務省は賭博の解禁については大変厳しい姿勢を取つておられましたし、カジノはそう簡単に認めないし、民営賭博というのはもう想定外ですというよ

うなこと。あるいは、当時いろんなことがあったんですよ、構造改革特区での民営賭博あるいは地方での賭博ができるのか、あるいは公営ギャンブル、今ある競馬とか競輪も民間でできないかといふようなこといろいろあつた中で、そういうような中でも、民間賭博は、民営賭博は無理ですと、想定外ですということをずっと私は聞いてきましたから、最初からこの話は非常に違和感ありましたけど、この違和感が松野さんに昨日聞いてよく分かつたわけであります。当時は明確に民間賭博を法務省は否定されたと、それを複数の部門会議ですから、一对一じゃないですかから、部門会議の責任者がおっしゃっているわけでございま

す。ですから、この文書の意味は、そんな一般的な話ではなくて、法務省としては民営賭博について全く分かつたわけですね。法務省が出てくるまで、それがたまたま、どういうのが最初なんですかね。それがたまたま、どういう考え方なのといったら、十一月七日、私の質問に対してもっと出してきましたけど、これが初めてではなかつたということであります。

背景も今と違いまして、二〇一二年、このときは民主党政権でありますし、このときの法務大臣は、今も頑張つておられます小川敏夫さんでござります、弁護士さんですね。やはり正義感の強い、カジノには反対の弁護士さんで議員さんでありますし、民営賭博は無理であります。小川敏夫さんは、元々カジノ反対が多くつたんですね。当時、このときも、この前申し上げました、被災地にカジノといふ話

があつて、私が質問でやりましたけど、それが最後阻止された、潰されたのは、この民主党の部門会議で駄目だということになつて潰れたわけであつて、そういう、民主党の法務部門はきちっとした方が多かつたと。おかげで、法務大臣が多かつたと。なおかつ、民主党政権でありますし、民営賭博は無理ですよと分かつてもう、法務省は自分たちの思うことを

づばつと、づばつと書くことができたということをあります。

そのための解説として書き込んだわけであります、それがそもそもこの括弧付けの意味なんですかね。まあ頭から聞くと言つちやうと、そもそも目的的、運営主体の性格など言わなくて、官又は民に限ると最初から書けばいいわけですかね。今と同じだつたんですね。その枠組みに対し、當時の法務省は、プログラム法の段階で民営、民間賭博だから駄目ですという意見を表明しました。実施法が出てくるまで、いつまでたっても、これは分かつてくれとあります。「(官又はそれに準じる団体に限るなど)も、まあ頭から聞くと言つちやうと、そもそも目的的、運営主体の性格など言わなくて、官又は民に限ると最初から書けばいいわけですかね。今と同じだつたんですね。その枠組みに対し、當時の法務省は、プログラム法の段階で民営、民間賭博だから駄目ですという意見を表明しました。実施法が出てくるまで、いつまでたっても、これは分かつてくれとあります。要するに民営賭博は駄目ですよということです。

もう一つは、当時もプログラム法といいますか基本法だつたんですね。今と同じだつたんですね。今と同じだつたんですね。その枠組みに対し、當時の法務省は、プログラム法の段階で民営、民間賭博だから駄目ですという意見を表明しました。実施法が出てくるまで、いつまでたっても、これは分かつてくれとあります。要するに民営賭博は駄目ですよということです。

だから、それでいきますと、今回も、本来ならば今段階で法務省は民営賭博無理ですよといることを表明されるべきなんですね。本当は、です。法の判断の、違法性の阻却に対する判断の姿勢が、やっぱり一貫性がなきや駄目ですね。とにかく大きな会議の場で示されたとこうことであります。だから、それでいきますと、今回も、本来ならば今段階で法務省は民営賭博無理ですよといることを表明されるべきなんですね。本当は、です。法の判断の、違法性の阻却に対する判断の姿勢が、やっぱり一貫性がなきや駄目ですね。とにかく大きな会議の場で示されたとこうことであります。実施法を待つてじやなくて、法務省は今ス

て、その結果、現にあることの例示がこの括弧の中にありますと、そのとおりですね。今まで結果として公営主体しか認めてこなかつたど、ただし、最初から公営主体じやなきや駄目ですよといふのはどこにも書いていないと、それはそのとおりですね。検討した、意見を申し上げた結果として公営主体しか認められてこなかつたと、今あつたとおりでござります。

問題は、今回の「EAT」がシノ無賭博法に反する博でございまして、歴史上初めて民営賭博を認めるとかどうかと、その違法性が阻却できるかどうかというものが最大の焦点の一つであります。あとは、もう具体的に実施法が出てこないと法務省も意見の言ひようもないといふうに思ひますし、結果としてどうなるか別ですかね。

主体で、業務を民間委託した場合、今の競馬いは競輪ですね、そういうことを想定、そのの話だから、これは民間主体など想定していくそもそも話なんですね。

四点目の射幸性の程度ですけれども、こちよつと法務省に聞きたいたんですけど、これ味するところというのは、これ一般論でいい。射幸性的の程度ということが要件の一つにしているというのは、射幸性を異常に高くしていけない、コントロールできるようにならない。意味がこの射幸性的の程度というところに含んでいるということをいいんでしようか。

○政府参考人(加藤後治君) お答えを申し上げます。

結果としてどうなるかがでですかからね。ただ、ちょっとと一般論として、なぜそもそもこの八項目なのかということも含めて、一般論としてちょっとお聞きしたいんですけど。

まず最初の目的的公益性ですね、これが八項目の一一番目であります。これ、収益の使途を公益性のあるものに限ることを含むと。これ、日本語をそのまま取りますと、収益の使途を公益性のあるものに限ると、これを含んでもらわなきや困るんだと。だから、これ例示いやなくて、例えばじや

カジノは一晩で何百万もうけるほんとレ ケースですけど、そういう場合もあるし、ほんと そんなもんぢゃないんですけど、する場合は何 十万、一百万とする。だからみんなカジノに行つ ちやうといいますか、というところがあるわけですね。それで百億以上すっちやつたという人も大 本の経営者でいるわけですから、それがカジ ノなんですよね。パチンコとは違う。パチンコの 場合は、余りにも射幸性が高くなつて、破裂何とか 機といつの警察が指導をして射幸性を落とさ せましたけれど、そういうことができる世界と 違つて、だから賭博、だからカジノということになつているんですよ。

○大門実紀史君 射幸性がいろいろと言われちゃつたらもう何が何だかなんんですけど、射幸性は、今まで言われてきたとおり、何といいますかね、当たり外れの格差の大きさですよね。だから、するときはむちやくちやすると。その代わり、もうかるときにはむちやくちやもうかる。ただ、その確率はほとんど少ないといふところの確率の問題のことを射幸性で表しているわけです。

それをコントロールできるのかと云うことですが、けれども、コントロールするという世界じゃないんですね。ルーレットでどうやってコントロールするのかと。ソフトマシンだと、あの機械を調整して出る確率できますけど、ルーレットは、

議だったかといいますと、當時、民主党を中心とした
このような大法案がまとめられて、吉賀一成さんとかですね、会長でやられてきて、その当時の
カジノ法案、カジノ解禁法案、IR法案があつた
んですよね。それを民主党の中で部門会議で検討
するということが行われて、三部門合同で検討、
そしてこのときは政府のヒアリング、政府の意見
を聞こうという会議だつたんです。その三部門会
議で法務省の意見を聞こうとなつたときに実はこ
の文書が、もうそのときに法務省の考え方として
文書として配られたということです。

それが資料三ですね。これが平成二十四年四月
六日ですね。ほとんど一緒なんですがれども、違
うのは、一番最後の「その方針に変更はない。」
という言い方をしているんですね。十一月七日の

主体で、業務を民間委託した場合、今の競馬あるいは競輪ですね、そういうことを想定、そのときの話だから、これは民間主体など想定していないそもそも話なんですね。

難しいんじゃないのかと思うんですね。いかがですか。どうやってやるんですか。民間業者に射幸性コントロールしろ、抑えると言るのはできるんだとか。

あれは回すだけですから、どうやつて射幸性を落とすのかと云うことになります。それで、賭博の世界はそもそも無理なんですね、コントロールは。だから、法務省はそのところを非常に留意しているということになります。

あれは回すだけですから、どうやつて射幸性を落とすのかとということになるわけで、賭博の世界はそもそも無理なんですよね、コントロールは。だから、法務省はそのところを非常に留意しているということあります。

実は、この文書そのものは、私も、最初は十二月七日、私が法務省に要求したからこの括弧付きの、注釈付きのものを出してくれたのかなど、前回の審議のときまでそう思っていたんです。しかし、これははどうじやなかつたんですね。

実はこの法務省の八要件、前回の答弁で、私が最初に示されたのはいつですかと聞いたら、二〇一三年の十一月二十日の衆議院内閣委員会での答弁でしたというふうにおっしゃつたんですね。その議事録も前回配付したんですけども、実はそれは虚偽だったわけでありまして、最初に示されたのはその一年半前の二〇一二年四月六日、資料の二枚目にありますけれども、当時の民主党の内閣、法務、国土交通の合同部門会議、ここで実は同じもの、ほとんど同じものが示されていたわけですね。この前の十一月七日が最初じやなかつたんです。既にここでもう示されていたんです。

この二〇一二年四月六日の民主党の内閣、法務、国交の三部門合同会議、というのはどういう会議だつたかといいますと、当時、民主党を中心に行なったかといいますと、古賀一成さんとかですね、会長でやられてきて、その当時のカジノ法案、カジノ解禁法案、IR法案があつたんですね。それを民主党の中で部門会議で検討するということが行われて、三部門合同で検討、そしてこのときは政府のヒアリング、政府の意見を聞こうという会議だつたんです。その三部門会議で法務省の意見を聞こうとなつたときに実はこの文書が、もうそのときに法務省の考え方として文書として配られたということがあります。それが資料三ですね。これが平成二十四年四月六日ですね。ほとんど一緒なんですかと、違るのは、一番最後の「その方針に変更はない。」という言い方をしているんですね。十一月七日の

○衆議院議員(小沢鉄仁君) パチンコのホールを営業している会社だといふふうに承知しています。○大門実紀史君 先ほどの大阪の中企業とは違つて、このダイナムという会社は、特に都市部などのパチンコホールをたくさん経営してきたパチンコホール企業の大手でございます。なつかつて、このカジノを積極的に推進してきた企業でありまして、ダイナムの会社のホームページには、投資家向け情報といふことで、カジノ・ジャパンへの挑戦を表明しますといふことで、とにかくマカオ・シンガポール、そういうものに関心持つてゐる云々等、当社グループはその事業の柱になつていくというようなことを宣言されておりますし、ダイナムジャパンの佐藤取締役会長といふんですかねは、このアジア各国のカジノの運営会社と度々接触されておりまして、これも新聞報道にも出でているところでございます。

後でお話もしてもらひますけれども、外国資本とダイナムジャパンは大変、このカジノが解禁されるということを見込んでずっと抗衛してきて、その後でお話をあらびますけれども、外資はつきり掲げてこちらでありますし、ちなみに、この法案が衆議院で可決されたときに香港市場で何が起きたかといいますと、このダイナムの株が急上昇したといふことがあるわけあります。ダイナムがカジノに食い込んでいく

だらうと、株は買っておいた方がいいということは、小沢さんね、先ほどの西村さんの中小企業とは違つて、もう直接、カジノ推進、カジノ解禁法を求めてきたもう中心の企業グループからこういうバーティー券を買つていただいて、個々で議員立法で提案して、カジノは前にやるべきだ、進めるべきだと。これは、判断するのはいづれ司法の場かも分かりませんけれども、大変、大

変危ない話じゃないんですね。大変国議員として疑われる話じゃないんですか。疑惑が持たれると、いう話じゃないんですか。そういうことを自覚されてやつてこられましたか、小沢さん。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) こういう形で適正に処理をして、そして、私自身もある意味ではそういう思いがないのですから、きちんと処理をさせていただいているわけでございます。

○大門実紀史君 この佐藤会長、議長って今おつしやいましたけれども、最近ずっと日本にいらっしゃいませんので、こうした話、私は全くしておりますので、元々パチンコホールの会社だといふことは事実でありますけれども、このカジノに關して私が頼まれて云々などといふことは全くございません。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) いえ、会つたことはもちろんありますけれども、最近はありませんと先ほど申し上げたわけであります。

○大門実紀史君 これ以上は、私はといふよりも、まあ場合によつては国会でしかるべき場が必要かも分かりませんけれど、司法の方で調べてもらうことになる疑惑のある、今日の時点では申し上げておきたいと思いますけれど。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) この前も申し上げましたけど、決して与党の議員の皆さんも全てが最初からカジノがいいと、IR必要だと思つてゐる方、余り、そんなにたくさ

んいらっしゃらなかつたですね、最初は、IRという観光戦略で、名前だけ貸してくれと言われて議員連盟に入った方とか、民主党もおられたんですけど。ただ、非常に中心で頑張つてこれら

の企業は、小沢さんね、先ほどの西村さんの中小企業とは違つて、もう直接、カジノ推進、カジノ解禁法を求めてきたもう中心の企業グループからこういうバーティー券を買つていただいて、個々で議員立法で提案して、カジノは前にやるべきだ、進めるべきだと。これは、判断するのはいづれ司法の場かも分かりませんけれども、大変、大

ますけれども、大体そういう何か支援していただきよろしくとほかの問題と違つて、これはやつぱり賭博問題ですから、なかなか本当は余り関わりたくないという方が多いんですけれども、そういう

ことがずっとこの問題取り上げてきて色濃く感じるものですから、やつぱり小沢さんの場合はまずいと思ひます。こういう議員立法を提案する方として。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) 今はなかなか、パークボックスなんですが、私は買わなきや名前も出ませんし、分散されていま

すからブラックボックスなんですが、私はやつぱり株の問題、カジノ関連株、あと、今大手の銀行なんかも絡んでカジノ投資ファンドというものが始めております。投資してリターンといふことも分からせんけれど、司法の方で調べてもらうことになると、決して政治献金とかパー

ティー券買つてもらうような原始的な手法だけで

マネーが動いているわけではないですね。そんなことも含めて、もちろんインフラ整備でもお金が動くと思ひますから、これは巨額のマネーが動いていると、いふことを前から見てきていたところです。けれど、我が党もこうなつたら全面的にこの調査に入ろうというふうに思つておりますけれども、本当に小沢さん、少なくとも今の時点を受け取つたパークボックスとか表面化している分だけでもお返しになるべきじゃないですか。いかがですか。立法の提案者として、それがいい当たり前だと思ひますが、どうですか。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) 検討はしたいと思つておりますが、後ろめたい思いはないのですから、この後、何といひますか、李下に冠を正さず

ぐらうど、午前中も加藤俊治君お答え申し上げます。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) 現行の公営競技等のうち、競馬の施行主体は日本中央競馬会あるいは都道府県又は指定市町村とされており、競輪、小型自動車競走及びモーター

ボート競走の施行主体は都道府県、指定市町村等とされております。これらの施行主体は、政府が全額出資する特殊法人であるか又は地方公共団体に限られており、その意味で官又はこれに準じる

団体に限られているという議員の御指摘はそのとおりであらうと認識しております。

○大門実紀史君 そうですね。午前中も加藤さんは正確に答弁されておりまして、上月さんの質問に対してですね、八項目で意見を申し上げてきま

ますか、違法性の阻却の問題ですね。午前中、上月さんからも十二月七日の、お手元の資料の一枚目ですね、前も配りましたが、十二月七日、私の質疑に合わせて法務省が出してくれたこの文書です。誤解のないようにとということで上月さん、質

問していただきたいんですけど、私も誤解のないように整理し直したいと思つております。

○政府参考人(加藤俊治君) お答え申し上げます。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) 基本的に御指摘のとおりでござりますが、既存の公営競技に係る特別法の立法に当たつては、ここに書かれてあるような点に着目して意見を申し述べてきたところでございます。

○大門実紀史君 それで、こういう御意見を述べてこれまで、この文書にあるような立場から意見を言つてきたということです。まず、

○政府参考人(加藤俊治君) 認識したいと思うんですけど、まず、法務省は、競馬や競艇などの公営競技に關わる特別立法に当たつては、この文書にあるような立場から意見を言つてきたということです。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) まず、誤解のないようにと

ますけれども、大体そういう何か支援していただきよろしくとほかの問題と違つて、これはやつぱり賭博問題ですから、なかなか本当は余り関わりたくないという方が多いんですけれども、そういう

ことがずっとこの問題取り上げてきて色濃く感じるものですから、やつぱり小沢さんの場合はまずいと思ひます。こういう議員立法を提案する方として。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) 今はなかなか、パークボックスなんですが、私は買わなきや名前も出ませんし、分散されていま

すから、午前中も加藤俊治君お答え申し上げます。

○衆議院議員(小沢鉄仁君) まず、誤解のないようにと

る不正行為の防止、カジノの運営に伴う有害な影響の排除ということで法案の第十条に規制項目が列挙されておりますが、ちょっと気になる項目の一つは、昨日の中でも実はあつたんではけれども、第五号にある風俗環境の保持等のために必要な規制といふものであります。

これは他国の事例ではありますけれども、ここはカジノのほかにサッカー、競馬、ドッグレース、マージャンなどの賭け事が町じゅうで行われ、併せて性風俗産業が大きなウエートを占め、サウナ、ナイトクラブなどでは売春も公然と行われているという実態があります。

カジノの健全性を強調されるのであれば、やはり性風俗についても適正かつ厳しい規制をすべきだと考えます。カジノの内部そして周辺に対しこのような規制を想定されるのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(岩屋毅君) 先生御指摘のように、法案第十条、一から八までの観点から必要な措置を講ぜよといふように政府に命じた第十条でございますが、その中の五番目に「風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項」というのがござります。今先生が指摘をされたような事柄が行わぬよう、カジノ施設の設置及び運営に関して、この有害な影響の排除を行なう観点から風俗環境を適切に保持するということが必要であることは当然のことと我々は考えております。

これにつきましては、地方公共団体、特に都道府県警察、カジノ管理委員会、しっかりと連携をして、また事業者の協力も得て、このIR内部並びに周辺の風俗環境が適切に保持されるための措置を講じていくことになるといふように考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

今回の法案は基本法、プログラム法ということでありますけれども、社会に大きな影響を与える法典であります。一年もある、一年しかないとちらなのでしょうか。あとは政府にお任せします

ではやっぱり困ると思います。やはり、提案者

発議者としての責任は重たいといふ御認識をお願いしたいと思います。

この法案が可決されると、次は実施法案の検討の段階になりますけれども、国会審議に至るまでも、皆さんがこの国会の中でもささに答弁されてきたことがきちんと本当に生かされるのかどうか、私たちも見極めていく責任ありますけれども、是非とも、発議者の皆さんや与党の皆さんもいらっしゃいますので、そうしたプロセスに深く関わることができると思います。審議は実際時間として足らないといふふうな思いもありますけれども、そのこともお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(難波義一君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(難波義一君) ただいまから内閣委員会を開いていただきます。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森本真治君が委員を辞任され、その補欠として神本美恵子さんが選任されました。

○委員長(難波義一君) 休憩前に引き続き、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大門実紀史君 大門です。

この間の世論調査ですね、国民多数が反対とい

うことと、マスコミの社説も全てが批判的論調

です。そんな中で何としても通したいということ

でありますけれども、議員立法

でこんな異常な強行ぶりといふのは見たことあり

ません。これだけ世論が反対なのに、国会はどう

したのかなと、特に参議院はどうなったのかなと

本当に思ながら、今日も質問をするということ

上げますけれど、資料の四枚目でござりますけれ

ども、これは兵庫県が発表した政治資金規正報告書の概要といふものでござります。その一年分だけ資料にしましたけど、要するに一〇一三年、一四年、一五年の三年間に大阪府のありますスロットマシンの製造販売業のバイオニア社といふところから各々三十七万円ずつ、三年間で百十一万円の収益を受け取っておられます。

この会社といふのはどういう会社ですか。

○衆議院議員(西村康稔君) 機械製造の会社と認識をいたしております。

○大門実紀史君 私は、恐らく地元の中小企業さんですかね、何か直接このカジノの今推進の中心ですけれども、今後これが無理やり強行されると、一つの質問や何かよりもよっぽど私は危なってきています。そんな下で、ましてや議員立法で、特定の業界、企業の利益誘導になるような議員立法を通じて、利益誘導を図るといふことは、一つの質問や何かよりもよっぽど私は危なってきています。そこで、今日はまずその問題聞きたいんですけど、前回の質問の前に発議者の皆さんに既に通告はしてござります。カジノの関連企業、いろいろ幅が広いんですけど、すなわち、直接、パチスロやゲーム機器ですね、あるいは観光業、パチンコ業界も絡むと思いますけれども、そういうカジノの関連企業から政治献金を受け取つたりパーティ券を買つてもらつたことがあるかどうかと云ふことは発議者の皆さん全員に通告してありますけれど、まずは西村さん、いかがですか。

○衆議院議員(西村康稔君) 先般もどなたかの質

問を、衆議院でしたか、お答えを申し上げました

けれども、私、政治資金規正法にのつとりまして適正に処理をいたしておりますところがございま

で、それ以上のお答えは差し控えたいと思いま

す。

○大門実紀史君 政治資金規正法にのつとりとい

うのは当たり前で、のつとらなかつたら大変なこ

とになるわけですね。私が言つては受け取つたことがありますかと云ふことなんですね。

まあ、もう資料を配つてあるから私の方で申し

か、小沢さん。

○大門実紀史君 この資料、収支報告書を用意

これも全部じゃなくて一部でござりますけれども、パチンコホールの全国チェーン展開するダイナム社ですね、これから一〇一三年に三十万円、二〇一五年に百万円のパーティ券を買つていた

だいていると、買つてあるといふことです。

このダイナムといふ会社はどういう会社です

されている、私はちゃんと答弁していると思いませんけれども、昨日の参考人でも御意見が分かれていったんですよ、これをどう読むかで。

改めてそこをちょっと確認させてもらいたいんですが、この十二月七日ペーパーの中で、目的の公益性（収益の使途を公益性のあるものに限ることを含む）というのと、運営主体等の性格（官又はそれに準ずる団体に限るなど）のところのその意味を一例だと、昨日の参考人の先生は一人、渡邊先生かな、書いてあつたりしたんだですが、もう一回ちょっと確認させてください。

○政府参考人（加藤俊治君）お答えを申し上げます。

まず、提出したペーパーの書き方について、分かりにくい点があつた点についてはおわびを申し上げます。

改めて御説明申し上げますと、御指摘の資料は、刑法が賭博を犯罪としている趣旨や、特別法において賭博に当たる行為を許容する場合に刑法との整合性を書すこととならないよう考慮されるべき事項等について、刑法を所管する法務省の立場からお示しをしたものでございます。

その資料にも記載しておりますとおり、既存の公営競技等に係る特別法の立案に当たっては、基本法である刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却しないような制度上の配慮がされているものと認識しております、法務省といたしましても、例えば目的の公益性でありますとか運営主体等の性格、それ以下記載しております諸要素等に着目してこれまで意見を述べてきましたところでございます。すなわち、これらの諸要素は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上で考慮要素であると考えております。

その上で、その考慮要素に付された括弧書きに記載してある内容でございますが、これは各考慮要素に関し、既存の公営競技等において実際にどのような制度や規制として反映、具体化されているかという観点から例を挙げたものでございま

す。例えば、目的の公
「(収益の使途を公益性
含む。)」とありますのは
る制度の一例として収益
のに限ることを挙げたも
運営主体等の性格の次に
れに準じる団体に限るた
既存の公営競技等におい
て、運営主体等に関する
に準ずる団体に限ること
ます。

ただいま申し上げたよ
料の括弧書きは各考慮事
て、括弧書きにあるもの
意味で記載してあるもの
○上月良祐君 改めてよ
大変重要な点だと思う
と分かりやすく紙に書か
誤解される可能性あると
法律の文言読んでいると
そういうふうに読むんだと
かるんですけど、やっぱ
ら、読むのは一般の人も
し、何というんですか、
方をしないといけないと
もそこは気付けていた
そのことは、内容は分
の方はもうこれで結構で
て結構です。

○委員長(難波撰二君)
だいて結構でございます
○上月良祐君 溢みま
て、依存症対策につい
す。

これまでかなり時間を
で、依存症については、
て既存のギャンブルや遊
的な対策を取つていかか
す。

益性の次に括弧書きでのあるものに限ることも、目的の公益性を担保するの使途を公共性のあるものでござります。また、括弧書きで「(官又はそど)」とありますのも、現に運営主体等が官又はされていることを踏まえ制度の例として官又はそれを挙げたものでござるく分かりました。

うな意味で、御指摘の資要素の例示でございましてしか許容されないというではございません。

んですけど、もうちょっとないと、そういうふうにと思うんですよ。これは、人だと、ああ、なるほど、などというのも何となく分りこれ、法務省が出した読んだりするし、もう少誤解されないよつな書き思いますが、くれぐれまだきたいと思います。分かりましたので、法務省すから、御退席いただい

加藤審議官は御退席いたしました。

せん、それでは続きましてお聞きしたいと思いま

とがよく分かってきたと思つてゐるんですね。
それで、山本委員が御シュー基金の本も、力も改めて読ませてもらつたが、まず厚労省の方に六万人という数字、ことしで出てきたものは少し対策には非つなげで、今いよいよやるものであつて、今いよいよ調査の状況といふんの調査の結果、依存症、今いろいろ研究とかあるのですが、その状況をちょいと参考人(堀江裕君)厚生労働省においてて、調査の結果、依存症、形式のものであつた、なつてますといふことがいろいろ混じつて、それからサンブル、いうことであつたわけを踏まえまして、平成ますけれども、サンブルとして、遊技からしっかりと分かれて把握した、調査員なり医師な向いてよく面接をしないうような形での調査をします。

御質問された中のビッグイノベーション化している日本も、私がみ合つたところを聞いています。このこととしているので、これからは少しきり生かしてこれからについてほしいと思うんです。
お聞きしますが、五百三十億円は取りあえず今出していくいろいろ調査をされていらっしゃるようですが、それについてお答え申し上げます。
平成二十五年度に行いまして、これが疑われる方が成人の四千人程度でござりますので、その辺で記入していくだけようになります。それだけを集計した形でござりますので、この辺でござりますので、そこから、あるいは達成できることに、そしてまた、二十八年度、現在でござる実数は四千人程度であったとしまして、それだけを計算した形でござりますので、その辺でござりますので、そこから、今進めているところでござります。

でございますが、内観ですとかあるいは集団療法がありまして、それなりに治つていただきでございますけれども、なれば放射線治療あるいは薬を飲んでいたどういうものが一番適味合いでの療法がまだいうことでござりますましての、今あります評価ということを今のだいていると、こういいます。

○上月良祐君 しつかうな症状にはどういううかというのが確定されは果てしないのかこれが始まつたといふことでもらいたいと思いま人よりも増えようが減らしてほしいと思うんでして対策をして増えたが減らすから、ベースが分かれになんをきちっとまず固めかかる程度出してこらんが、それがまた、せやつたら、少し動いたことなど出していただきたいと思っております。

あと、文科省でも取おりまして、そのとださい、ちゃんとやりいします。

○政府参考人 神山修子供たちが成長し大それたりや遊技などに依存せんとくるいくことは大変重

り対策は、まだどういうふうな治療をすれば結果どうで、そこもしっかりとやつらうが、ちゃんと数字は出でますよ。でないと、これがらつたか評価できなくなりますまいと。このペースライドで、それも今年度末に何と何組が今進んでいると聞いてころはちょっと宣伝していくので、そこはよろしくお願いいたします。

劣勢になつてきている傾向が顕著になつてゐるんだと思います。そういう意味では、会議場自体も、ハードも足りないし、日本で会議をやつてくれるでしようか、そういうのも含めて全体をやっぱり整えていかなければ今の状況を見たらもう明らかだというふう思います。来た人の会議以外の、まあいろんな余暇活動といふんがあるんだと思いますが、やはり会議に来れた人の会議以外の、まあいろんな余暇活動といふんでしょうか、そういうのも含めて全体をやっぱり整えていかなければ今の状況になつていくと思います。そこはよく頭に置いて対応していかなきゃいけないと思つております。

ただ、やっぱり会議も、ただ大きな会議場があ

ればいいというのではなくて、やはりその会議で

やるような学術的なことについての日本が先進的

なところであるかどうか、研究が進んでいるかど

うか、やっぱり日本でやつた方がいいよねという

よくなコントラントが重要だと思いますし、やはり

会議の開催だけじゃなくて、観光で来る方という

のであれば、日本の文化あるいはスポーツも含め

た観光コンテンツの充実というのも大変重要なと

思ひます。

IRの中にカジノがあるのと一緒で、日本観光

全体の中にIRがあるんだと思いますので、そ

ういう意味ではIRとほかのところの連携というの

がもう極めて重要だと思っておりまして、その点

について、改めてもう一回提案者の御意見をお伺

いしたいと思います。

○衆議院議員(細田博之君) 上月議員が御質問さ

れるとおりでござります。我が国は、有名な観光

地でゴルフセンターなどと言われてゐる京都と

奈良だけが観光地ではない、我々の出身地の四十

七都道府県にとてもいいところがあり、歴史があ

り、すばらしい景観もあるわけでござります。

したがつて、もちろんIRといふのは、今の国

際会議場に造つておられた、ビッグサイトとか

メセとかパシフィコとかいろんな名称がありま

すけど、それ、ただ来て、ただ開催して、ただ帰

るんじゃほとんど楽しくないようなことがあつて

魅力がない、ここを充実させなきやならないとい

うこととは第一の目的でござりますが、やはり第一

は、あるところへ来たと、このIRに、そして日

本のどこか観光したいというときに、観光のいろ

いろな都道府県や会社の人たちがそこに常にい

て、今はちょうど梅が咲いているから水戸の偕楽

園に行くのは物すごくいいルートですよと、つて

そこに案内したり、今は桜がどこがいいからどこ

へ行つたらどうですか、あるいは古いものはここ

にいいものがありますよと、そういうふうな全日

本の観光の言わばスマートとしてまず設置すると、

そういう目的も当然入らなければならぬ。

もうほかへ行きようがありませんから、日本はど

こでもそこを拠点としていいところがたくさんあ

るわけござりますから、そういうふた観光の拠点

にするといふことはいい考え方であり、我々もそ

ういうことを実現していきたいと思つております。

○上月良祐君 私も、最近は行けていませんが、

海外旅行は大変好きだったので夫婦でよく行つて

おります。帰つてくると、何といふんでしょう

か、ちょっとほつとしたといふんでしょうが、思え

ちょっと疲れも出たり、最後成田空港などへ帰つ

てくると、また来週すぐ行きたいとまではちょっと

旅行では、ビジネスは違うでしようけど、思え

ないぐらい、まあ緊張もしているんでしよう、疲

れも出るというのもありますが、寒はラスベガス

だけは来週また行きたいと思つたんですね。それ

は嫁さんも一緒にでした。

それは、別にカジノをしたかったわけじゃない

んですよ、これは。やっぱり町が本当に魅力的

だったんですね。大変すばらしいシヨーがあつた

り、E-1の予選なんかやっていましたです

ね、私もそこで見て感動しましたけど、いろんな

テーマパークがあつたり、ショッピングも大変

充実していました。すごい楽しかつたです。何よ

かしこにも造るといふことではなくて、ある程度

書き方がやや分かりにくいので御質問が。答弁を

り一番楽しかつたのはやっぱりレストランだつたねといふ話を昨日の晩も嫁さんとしましたんでやつぱり町が大変魅力的だつたというのがあります。それが重要だと思つんですね。

大門先生だつたが、シンガポールはちつちやな国だからIRが必要だけど、日本はほかにも魅力あるんじゃないかと。私は、でも、その魅力こそが魅力なんであつて、そとの連携をどう図るかといふことがありますよと、そういうふうな全日

本の観光の言わばスマートとしてまず設置すると、そういう目的も当然入らなければならぬ。そういうことを実現していきたいと思つております。

それで、私、実はこの質問したのは、ちょっと心配しているんですよ。というのは、日本は大抵どこの地域も、ほかの地域見ていまして、まねすること多いんですね。それで、どこかが最初、先頭バッタード一生懸命やつてうまくいった、トツバッタードうまくいったと、そうすると次々また出てくる可能性があつて、これはアトランティックシティの例を見ても、余りたくさんアッティーモのでもないと思うんですよ、お互いに譲り合つて、これがアトランティックシティやうの可能性があるから。

日本の中でおのずとやつぱり数に制限があるんだと思います。帰つてくると、何といふんでしょうか、ちょっとほつとしたといふんでしょうが、思え

てくると、また来週すぐ行きたいとまではちょっと旅行では、ビジネスは違うでしようけど、思え

ないぐらい、まあ緊張もしているんでしよう、疲れも出るというのもありますが、寒はラスベガスだけは来週また行きたいと思つたんですね。それ

は嫁さんも一緒にでした。

それは、別にカジノをしたかったわけじゃない

んですよ、これは。やっぱり町が本当に魅力的

だったんですね。大変すばらしいシヨーがあつた

り、E-1の予選なんかやっていましたです

ね、私もそこで見て感動しましたけど、いろんな

テーマパークがあつたり、ショッピングも大変

充実していました。すごい楽しかつたです。何よ

かしこにも造るといふことではなくて、ある程度

書き方がやや分かりにくいので御質問が。答弁を

り一番楽しかつたのはやっぱりレストランだつた

ねといふ話を昨日の晩も嫁さんとしましたんで

やつぱり町が大変魅力的だつたというのがあ

ります。それが重要だと思つんですね。

一方で、依存症対策など、そういう負の側面

にも配慮しなければいけませんので、そういうことを全体的に考慮しますと、私は十も二十も日本全国に造るといふことではないと思いますし、温泉旅館の横にちょこっと何かカジノを一部置く所、三か所、こういったところで、これはもちろん地方で議会の同意を得て手を挙げてくるという方式を考えておりますが、そういう中で限定期間を設定をして、それでその様子も見ながら、効果を測定をして、あるとか成果であるとかあるいは課題、こういったものでもないと思うんですよ、お互いに譲り合つて、これがアトランティックシティの例を見ても、余りたくさんあること多いんですね。それで、どこかが最初、先頭バッタード一生懸命やつてうまくいった、トツバッタードうまくいったと、そうすると次々また出てくる可能性があるから。

日本の中でおのずとやつぱり数に制限があるん

第一百九十二回

参議院内閣委員会議録第一号

平成二十八年十二月十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月十二日

辞任

青山 繁晴君

進藤金日子君

神本恵子君

田村 智子君

浅田 均君

十一月十三日

辞任

小野田紀美君

森本 真治君

大門実紀史君

田村 智子君

森本 真治君

大門実紀史君

清水 貴之君

補欠選任

佐藤 啓君

山東 昭子君

森本 真治君

大門実紀史君

清水 貴之君

田村 智子君

森本 真治君

大門実紀史君

清水 貴之君

○政府参考人の出席要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(難波撰一君) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐でございま

す。これまでかなり入念な議論がなされてきましたと思

いますが、まだ何点か確認したいことがあります

ので、あるいは再確認をしておきたいこともあります

ますので、まず自民党の中で私が最初に質問をさ

せていただきたいというふうに思います。

詳しく述べていただきたいけれども、かなり

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(難波撰一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

本日までに、神本美恵子さん、浅田均君、青山繁晴君、進藤金日子君、田村智子さん及び小野田清水平君が選任されました。

○委員長(難波撰一君) 大門実紀史君及びこやり隆史君が選任されました。

○委員長(難波撰一君) 本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官中川真君外六名の出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(難波撰一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(難波撰一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(難波撰一君) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案を議題とし、質疑を行

います。

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐でございま

す。これまでかなり入念な議論がなされてきましたと思

いますが、まだ何点か確認したいことがあります

ので、あるいは再確認をしておきたいこともあります

ますので、まず自民党の中で私が最初に質問をさ

せていただきたいというふうに思います。

○上月良祐君 ありがとうございます。

僕も資料をちょっとともらつたりしまして、より

詳しく聞かせていただきましたけれども、かなり

じるから逆綴じ

第一部

内閣委員会議録第一号 平成二十八年十二月十三日

【参議院】

ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言

2014年8月、厚生労働省研究班は、日本におけるギャンブル依存症者が成人口の4.8パーセントに当たる536万人にのぼるとの推計結果を公表した。

ギャンブル依存症は、ギャンブルを繰り返すことにより誰でも罹患しうる精神疾患である。ギャンブル依存が進むと、依存症者は、周りの人に嘘をつき、借金を重ねるようになり、その結果、破産や離婚に至ったり、ギャンブルの衝動を抑えきれずに窃盗や横領、強盗等の罪を犯したり、自殺に追い込まれたりする事例が実際にいくつも報告されている。

日本では、これまでギャンブル依存症の危険性に関する教育・啓発はほとんどなされてこず、ギャンブル依存症者は意志が弱く金銭管理ができない人と見られ、ギャンブル依存は自己責任の問題とされてきた。ギャンブル依存症が精神疾患であるとの社会的理義は乏しく、また、ギャンブル依存症者に対する治療に関する情報も少なく、ギャンブル依存症者やその家族は孤立し、いわば放置された状況にある。

他方で、日本は、賭博や富くじを刑罰をもって禁止しつつも、各省庁が競馬や競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじといった公営ギャンブルを、警察が民間のパチンコ・パチスロを、それぞれ管轄し、世界でも類を見ないギャンブル天国ともいうべき状況にある。地方財政の健全化などを建前として、国や地方自治体を挙げてギャンブル利用者の拡大が推進され、各ギャンブルを勧誘するテレビコマーシャルを含む各種広告が街中やお茶の間に溢れ、新たなギャンブル依存症者が次々と生み出される状況にある。

その上、政府・国会ではカジノ解禁の法制定の議論がなされ、宮崎県をはじめ九州のいくつかの県内では、カジノ誘致の動きがある。

ギャンブル依存症発症の危険性のあるギャンブルというサービス商品が、その危険性について何の警告もなく、身边に提供され続け、これによりギャンブル依存症に罹患することは、まさに消費者被害にほかならず、その結果、家庭や仕事、資産、人間関係、ときには命まで失う深刻な人権侵害が引き起こされている。これにより日本社会が負うダメージは深刻で、疾病や犯罪への対応に掛かるコストや労働力の減退・喪失による損失も甚大であり、早急な対応が必要である。

当連合会は、こうした現状を、国民の人権、権利が侵害され続けている憂慮すべき事態であるとの認識に立ち、所属する弁護士会とともに、ギャンブル依存症のない社会をめざし、以下の宣言をする。

- 1 当連合会は、所属する弁護士会とともに、各弁護士の業務において、ギャンブル依存症者やその家族に対し、適切な助言及び医療機関や自助グループに関する情報提供が行

われ、各弁護士が、このような機関との連携等を通じて、ギャンブル依存症に十分配慮した事件処理を行って、ギャンブル依存症者の回復への支援をするよう、啓発や情報提供に努める。

2 当連合会は、国に対し、国自らギャンブル依存症被害を生み出している当事者としての責任を自覚して、以下の施策を行うよう求める。

- (1) ギャンブル依存症が精神疾患であり、ギャンブルを繰り返すことにより誰でもギャンブル依存症に罹患する可能性があることを十分に認識し、早急に被害実態の把握を行い、その発生機序や原因等を調査研究し、結果を国民に公表すること
- (2) すでにギャンブル依存症に罹患し苦しむ依存症者や家族を放置せず、利用しやすい相談窓口を設け、早期発見、ケア、治療に結び付ける実効性ある体制を整備するなど、ギャンブル依存症者や家族を救済する対策をとること
- (3) 全国民、とりわけ青少年に対し、ギャンブル依存症の危険性を正しく伝える予防教育を行うとともに、ギャンブル依存は自己責任の問題であるとする偏見を除去するよう努めること
- (4) 競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコ・パチスロ、宝くじ、スポーツ振興くじの全てが、依存症を発症しうるギャンブルに該当することを正しく理解し、適切な法規制を行い、ギャンブルに関する街中の看板やテレビコマーシャル等の広告を制限し、国民が各ギャンブルに対し容易にアクセスできなくなる方策をとること
- (5) 財政の健全化や税収をギャンブルに求めようとする政策を見直し、ギャンブル利用者の拡大促進をやめること
- (6) ギャンブル依存症を予防し、ギャンブル依存症者を救済するための施策を総合的かつ計画的に推進し、ギャンブル依存症のない社会を実現するため、その基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めるギャンブル依存症対策基本法を制定すること
- (7) こうした各ギャンブル依存症対策が十分とられていない現状においては、カジノの導入を見合わせること

2016年（平成28年）9月23日

九州弁護士会連合会

提案理由

1 2014年8月、厚生労働省研究班は、日本におけるギャンブル依存症者が成人人口の4.8パーセント（男性の8.7パーセント、女性の1.8パーセント）に当たる536万人にのぼるとの推計結果を公表した。

他方、海外の同様の調査においては、米国（2002年）1.58パーセント、香港（2001年）1.8パーセント、韓国（2006年）0.8パーセントなどと報告されており、国際的に比較しても際立って高い割合である。また、同研究班の報告において、日本国内のアルコール依存症者が58万人、同依存症疑いが113万人と推計されていることと比較しても、非常に大きな数字である。

2 日本では、ギャンブルである賭博及び富くじは、健全な経済活動及び勤労への影響と、副次的犯罪の防止を趣旨として、刑法で禁じられ処罰の対象とされているが、例外的に、特別法によって、公営ギャンブルとして競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじが許され、それぞれ監督官庁の監督のもと運営されている。また、ぱちんこ遊技機（以下「パチンコ」という。）や回胴式遊技機（以下「パチスロ」という。）は遊技として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律によって規制され、警察の監督のもと運営されている。

これらの公営ギャンブル、パチンコ・パチスロは、少なくとも実質的にはいずれも賭博ないし富くじであり、全て、依存症を生じさせうるギャンブルにあたる。

2014年の市場規模に関する統計では、中央競馬が2.4兆円、公営ギャンブルが全体で5.5兆円、パチンコ・パチスロに至っては約24.5兆円にものぼる。日本の国家予算が95兆8823億円、全国のデパート全体の売上が6兆1742億円であることと比較しても、日本におけるギャンブル市場の規模は極めて大きく、ギャンブル依存症を生み出しやすい状況にあるといえる。

人口当たりのパチンコ・パチスロ台数では、宮崎県が全国1位であり（5761台／10万人、2014年）、2位が鹿児島県、3位が大分県と、上位3県を九州が独占している。日本におけるギャンブル依存症者が依存するギャンブルの種類について、いくつもの研究論文において、パチンコ・パチスロのみという者が8割、パチンコ・パチスロを含めて他のギャンブルにも手を出している者が9割を超えていることが指摘されており、会員向けアンケートでもパチンコ・パチスロが圧倒的に多いことが分かる。

3 ギャンブル依存症は、ギャンブルを繰り返すことにより誰でも罹患しうる精神疾患である。国際疾病分類であるICD-10においては、病的賭博（F63.0）として、「F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害」の中の「F63 習慣お

「および衝動の障害」に位置付けられている。また、国際的な精神疾患の診断基準であるDSM-5では、ギャンブル障害として、アルコール使用障害（いわゆるアルコール依存症）も含まれる「物質障害関連障害および嗜癖性障害群」の中に位置付けられている。

「病的賭博」ないし「ギャンブル障害」との診断がなされるためには、持続的かつ反復性の問題的賭博行動があり、かつ、ギャンブルへののめり込み（例えば、「賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく」「失った金を深追いする」等）が一定程度認められる必要があるが、ギャンブルに関する弊害については、一時的に気晴らし目的でギャンブルを行う第1段階から、いくつかのギャンブルに関連する症状や問題を抱える第2段階、精神疾患としての病的賭博ないしギャンブル障害等の診断基準を満たす第3段階まで連續していると考えられており、病的賭博ないしギャンブル障害と診断された人のみを問題とすれば足りるものではない。

ギャンブル依存症の本質的な特徴は持続的に繰り返されることであり、その症状は、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が破壊されるなどの不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。また、うつ病等他の精神疾患やアルコール等他の依存症の併発が多いことも知られている。

ギャンブルを渴望し、ギャンブルをしたいという衝動を制御することができない状態が依存の状態である。時間や金銭をコントロールしながら娯楽として楽しむ範囲を超える、依存の状態が生じ進行すると、周りの人に嘘をつき、借金を重ねるようになり、その結果、破産や離婚に至ったり、ギャンブルの衝動を抑えきれずに窃盗や横領、強盗等の罪を犯したり、自殺に追い込まれたりする事例が実際にいくつも報告されている。警察庁の犯罪統計によると、日本の業務上横領事件は、近年の認知件数ベースで1000件程度であるところ、そのうちの35～40パーセント程度が「遊興費充当」を動機とするとされている。また、ギャンブル依存症者の62パーセントが自殺念慮を経験したとの研究報告もある。

ギャンブル依存症者の家族や周囲の者は、依存症者から繰り返し嘘をつかれ、支出や借金の肩代わりをさせられるなどして、精神的・経済的に大きなダメージを受けることが多く、配偶者や子どもの多くが依存症者から虐待を受けているとの報告もある。

ギャンブル依存症を放置すれば、犯罪の発生とこれによるダメージ、ギャンブル依存症者の疾病治療や犯罪対応にかかる社会的コスト、依存症の進行や自殺等による労働力の減退・喪失等、国家や社会にとっての損失は甚大なものとなる。

- 4 ギャンブル依存症者については、回復のための適切な治療につなげることが必要であるところ、医療機関やGA等自助グループなど治療の場が各地に存在し、これらの治

療を経て、ギャンブル依存症者が社会復帰を果たした例が数多く報告されている。

しかし、未だギャンブル依存症に対応できる治療機関や自助グループの数がそれほど多くない上、治療率がよいとも言えない。ギャンブル依存症者やその家族が利用できる相談窓口は極めて少ない上、利用しにくく、広報も不十分である。病理の解明や治療方法の確立も道半ばである。

- 5 ギャンブル依存症という疾病に対する社会的理解やギャンブル依存症の危険性の認識は、違法薬物やたばこ、アルコールといった他の依存症と比較して、まだまだ国民に浸透しているとは言い難い。

国は、ギャンブル依存症の実態把握を真摯に行ってこなかった上、上記研究班の推計も、数字が独り歩きしないようにと、かえってアンウンスを控える姿勢すら示している。ギャンブルは依存症を誘発するので気を付けなければならないとの予防教育、広報は、学校や地域でもほとんどなされておらず、国民はギャンブル依存症についての正確な情報を知らされていない。

医療機関従事者や法律家においても、まだまだ十分な理解があるとは言い難い。

ギャンブル依存症者が回復するには、周囲の者や専門家、国によるサポートが必要であるが、その体制は極めて不十分であり、ギャンブル依存症者やその家族は孤立し放置されている。

それどころか、ギャンブル依存症は、意志の弱い人、金銭管理がルーズな人が陥るという偏見が蔓延し、自己責任として国も社会も切り捨てる状況にある。こうした偏見故に、ギャンブル依存症者やその家族は、被害を隠そうとし、ますます救済を求める声を上げにくい状況に陥っている。

- 6 他方で、国は、宝くじやスポーツ振興くじはギャンブルではないとの公式見解を維持し続けており、その他の公営ギャンブルやパチンコ・パチスロについてもギャンブルであることを曖昧にし続けている。

そして、ギャンブルからの収益・税収の向上、各種事業の財源確保、地方財政の健全化などを建前に、国や地方自治体を挙げての趣向を凝らしたギャンブル利用者拡大が推進されている。著名芸能人を惜しげもなく投入したテレビコマーシャルなど国民をギャンブルに勧誘する各種広告が街中やお茶の間に溢れ、健全な競技、健全な娯楽であるといったイメージが振りまかれている。そして、インターネットの普及に伴い、国民はギャンブルにアクセスしやすくなっている。各種震災復興支援宝くじが販売されたり、払戻金の高額化、高率化による射幸性の高い商品が売り出されたり、海外のスポーツもくじの対象にされるなど、それぞれで売上増加が目指されている。場外券売場が各地に設置されている他、電話やインターネットを利用して容易に投票券が購

入できるようになってきている。

もっとも、競技場によっては、赤字が続きかえって地方財政を圧迫しているところも少なくない（2016年3月の船橋オートレース場の廃止等）。

こうした販売促進大キャンペーンの中、ギャンブル依存症対策としての、諸外国に見られる法律レベルの広告規制や、投票券の購入金額・購入回数の上限規制、入場回数制限、総量規制などは全くなされていない。

日本においては、国を挙げての統一的なギャンブル依存症対策もこれに取り組もうとする姿勢も存在しない。

7 そうした中、カジノを日本でも解禁・導入しようとする動きがある。2011年には、超党派の国会議員連盟が、カジノを中心とした複合観光施設（IR）の国内整備に向けた議員立法（IR推進法）を公表し、その後繰り返し国会に提出されている。政府も、カジノを中心とするIRを成長戦略の一環に位置づけ、IR推進法の成立に意欲を見せている。

こうした動きにともない、宮崎県をはじめ九州のいくつかの県内では、カジノ誘致に向けたさまざまな取り組みが進められている。但し、ギャンブル依存症の増加や治安の悪化を心配する世論はまだまだ根強い。

8 この点、カジノを導入している諸外国では、ギャンブル依存症対策を国家の重大な課題と位置づけ、国の責任で、国を挙げて、相当の費用と労力を投入して、厳格な規制を行うとともに、依存症者やその家族の救済、依存症予防のための教育や広報を含む総合的なギャンブル依存症対策を行っていることが多い。

例えば、今般実行委員会で海外視察を行ったシンガポールでは、2005年カジノを含むIR開業と同時に国家的なギャンブル依存症対策を立ち上げ、さまざまな対策を国の責任で管理運営している。カジノ規制庁が、カジノ管理法及び関連規則に基づきカジノ運営の管理・監視・規制を行うとともに、国家賭博問題対策協議会等の機関が賭博に起因する害から社会を守るために規制・対応を所轄している。具体的には、カジノ入場制限・入場回数制限、カジノ内での信用貸しやATMの設置禁止、広告規制（原則禁止、場所指定・許可制）、ギャンブル依存症への啓発活動（マスメディア、学校教育等）、ヘルpline（電話・インターネットによる相談サービス、年間21,000件）の設置や依存症者や家族のミーティングの開催などの対策が挙げられる。

同じく海外視察を行った韓国では、国内17のカジノのうち韓国国民が入場できるカジノをソウル市内から車で3時間以上かかる江原ランド1カ所に限定し、利用者の入場回数をチェックして、一定期間の入場回数が一定数を超えると中毒管理センターでカウンセリングを受けなければならなかったり、入場禁止措置がとられたりしている。

その後のカジノへの入場禁止とセットになった帰宅支援制度や病院治療費支援なども充実している。カジノに限らず、あらゆるギャンブルの広告は原則禁止である。またパチンコに似たメダルチギも、2006年に全面禁止されている。

しかし、いずれの国でも、ギャンブル依存症はなくならず、一定数の深刻なギャンブル依存症者を常に生み出し続けている。

- 9 ギャンブル依存症は精神疾患であり、ギャンブルを繰り返すことにより誰でも罹患することを全国民が理解する必要がある。

ギャンブル依存症発症の危険性のあるギャンブルというサービス商品が、その危険性についての何の警告もなく、身近に提供・勧誘され続け、このことにより国民がギャンブル依存症に罹患することは、まさに消費者被害にほかならず、その結果家庭や仕事、資産、人間関係、時には命まで失う深刻な人権侵害が引き起こされており、早急な対策を講じるべきである。

- 10 基本人権の擁護を使命とする私たち弁護士は、そうした国民の人権・権利が侵害され続けているとの現状認識を持つ必要があり、その回復と予防に向けて努力する必要がある。

私たち弁護士は、ギャンブル依存症者に直接接する機会が多い立場にある。多くの弁護士が、日常業務（債務整理事件、離婚事件、刑事事件等）において、ギャンブル依存症が疑われる者の相談や依頼を受け、代理人や弁護人として事件処理を行っている。しかしながら、多くの弁護士のギャンブル依存症についての理解は乏しく、こうした依存症者や家族を弁護士が医療機関や自助グループにつなぐことはまだまだ少ない。弁護士は、ギャンブル依存症に十分配慮した事件処理、すなわち、ギャンブル依存症者本人や家族に対して、適切な助言を行うとともに、医療機関や自助グループに関する情報を提供して、相談者・依頼者がギャンブル依存症から回復するための支援を行う必要がある。

- 11 国は、ギャンブル依存症による被害を生み出している当事者としての責任を自覚し、責任をもって、早急に、ギャンブル依存症対策に取り組むべきである。

(1) 実態把握・調査研究

ギャンブル依存症者の実態把握はほとんど行われていない。国は、早急に被害の実態把握を行い、その発生機序や原因等を調査研究し、結果を国民に公表する必要がある。またこうした研究成果を、依存症予防や治療に役立てるべきである。

(2) 相談窓口・治療

すでにギャンブル依存症を発症し苦しむギャンブル依存症者やその家族を放置せず、面談や電話、インターネットなどを活用した利用しやすい相談窓口を設け、

依存症者の早期発見とケア、治療に結び付ける実効性ある体制を整備するなど、ギャンブル依存症者やその家族を救済する総合的かつ実効的な対策をとる必要がある。

(3) 予防教育や広報・偏見の除去

全国民とりわけ青少年に対し、ギャンブル依存症の危険性を正しく伝える予防教育や広報を行い、ギャンブル依存症者の苦境を自己責任だと切り捨てるような偏見を除去するよう努めるべきである。

(4) ギャンブルであることを前提にした法整備、広告規制とアクセス制限

パチンコ・パチスロ、競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじの全てが、依存症を発症しうるギャンブルに該当することを正しく理解した上で適切な法整備を行い、ギャンブルに関する街中の看板やテレビコマーシャル等の広告を制限し、国民が各ギャンブルに対し容易にアクセスできなくなる方策をとるべきである。

(5) ギャンブルを推進するような政策の見直し・利用者拡大促進の中止

地方財政の健全化や税収の増加、事業の財源をギャンブルに求めようとする政策やギャンブル利用者拡大促進は、依存症対策と相容れない。公営ギャンブルで地方財政の健全化や税収の増加、事業の財源を賄おうとする政策自体を見直し、ギャンブル利用者の拡大促進は直ちにやめる必要がある。

(6) ギャンブル依存症対策基本法の制定

2013年にはアルコール健康障害対策基本法が制定されているところ、ギャンブル依存症についても、依存症者を救済し、ギャンブル依存症を予防するための施策を総合的かつ計画的に推進し、ギャンブル依存症のない社会を実現するため、その基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めるギャンブル依存症対策基本法を制定することが求められている。

(7) カジノ導入の見合わせ

現在、以上の各ギャンブル依存症対策はほとんど皆無の状況にある。少なくともこうした現状においては、ギャンブル依存症をいっそう増加・深刻化させるおそれのあるカジノを導入することは許されない。

以上

法律第百十五号（平二八・一二・二六）

◎特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針（第六条～第十条）

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務（第十一条）

第三節 納付金等（第十二条・第十三条）

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部（第十四条～第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うこととする。

（定義）

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

（基本理念）

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものと

し、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項

七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一條 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二條 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三條 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四條 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十五條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

2 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六條 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」とい

う。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

(内閣総理大臣署名)

2017/2/14

資料 3-2

衆議院

The House of Representatives メインヘスキップ

[サイトマップ](#)[ヘルプ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

検索

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第192回国会衆法第20号 附帯決議

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に發揮できる規模のものとすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。
- 八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。
- 九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」)の活用を検討すること。
- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。
- 十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないように、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。
- 十二 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持つついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有效地に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

- 十三 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。
- 十四 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施に十分配慮した検討を行うこと。
- 十五 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

ホームページについて Webアクセシビリティ リンク・著作権等について お問い合わせ

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

衆議院・内閣委員会修正案（可決）

第189回国会衆第20号に対する修正案

第192回国会衆議院内閣委員会可決

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二十条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

参議院・修正案（可決）

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十条第一項第八号中「伴い」の下に「ギャンブル依存症等の」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しつして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（見直し）

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書

2014年（平成26年）5月9日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

カジノ（民間賭博場）の設置を推進することを定める「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の廃案を求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

昨年12月、国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）に所属する有志の議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」という。）が国会に提出され、今国会において審議されると報道されている。

カジノ解禁推進法案は、現在政府が進めている、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる経済政策（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる「3本の矢」）の第4の矢と位置付けられている東京オリンピック誘致の成功に続く、第5の矢として位置付けられるとも言われている。

今、まさに、その経済効果のみが喧伝され、具体的な議論がなされず、深刻な社会に対する影響等についての検討がなされないまま、法案の審議がなされようとしている。

2 カジノ解禁推進法案の概要

カジノ解禁推進法案は、その目的を、「特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設地域の整備に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的及び集約的に行うこと」と定めている（第1条）。

また、第2条において、「特定複合観光施設」を「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの」、「特定複合観光施設区域」を「特定複合観光施設を設置すること

ができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域」と定義している。

さらに、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本」とし（第3条）、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（本部長 内閣総理大臣）を設置し、「総合的かつ集中的に、必要な法律案及び政令案の立案」を行う（第14条及び第15条）とするものである。

このように、カジノ解禁推進法案は、刑法第185条及び第186条で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じるとするものである。ここで想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「IR方式」である。民間企業が直接、施工、開発、そして運営する完全な民営カジノという点で、従来の公営ギャンブルとも性格を異にしている。

3 カジノ解禁推進法案の問題点

(1) カジノによる経済効果への疑問

カジノ推進の立法目的に経済の活性化が掲げられているが、その経済効果は、十分な検証の上に評価されるべきである。韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、また、多額の損失を被ったという調査結果も存在する。地域経済自体がカジノ依存体質に陥れば、将来的なカジノからの脱却はおろか、副次的弊害を抑え込むためにカジノ規制が必要となった場合でも、自治体財政を脅かす行為として忌避されてしまいかねない。また、以下に述べる問題点が指摘されているが、経済効果についてはプラス面のみが喧伝され、経済的なマイナス要因の可能性について、客観的な検証はほとんどなされていない。

(2) 暴力団対策上の問題

2007年6月に策定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」や、2011年10月までに全都道府県で施行された暴力団排除条例に基づき、官民一体となった暴排活動が進められた結果、暴力団の資金源は逼迫しつつある。このような暴力団がカジノへの関与に強い意欲を持つことは、容易に想定される。この点、カジノ営業を行う事業主体からは暴力団を排除するための制度が整備されることであるが、事業主体として参入し得なくとも、事業主体に対する出資や従業員の送り込み、事業主体か

らの委託先・下請への参入等は十分可能である。カジノ利用者をターゲットとしたヤミ金融、カジノ利用を制限された者を対象とした闇カジノの運営、いわゆる「ジャンケット」(VIP顧客をカジノに送客し、カジノ事業者からコミッショナを得る者)を典型とする、顧客とカジノとの間の「媒介者」としての関与等、周辺領域での資金獲得活動に参入することも可能である。しかも、これら資金獲得活動を行うに際しては、暴力団員が直接関与する必要がなく、その周辺者、共生者、元暴力団員等を通じて関与することが十分可能であり、これら業務を通じて獲得した資金が暴力団の有力な資金源となり得る。近時、暴力団による金員の要求は巧妙化し、支払いの態様は多様化しており(広告料、会費、飲料品の対価名目等、その支払形態は様々である。), その支払事実を捕捉することは必ずしも容易ではない。

また、暴力団が関与することで、襲撃やけん銃発砲等の威力行使する事態も懸念され、カジノの従業員や利用客に被害が及ぶ危険性もある。

さらに、カジノの健全な運営を確保するためには、カジノ入場者からの暴力団排除も不可避であるが、暴力団の潜在化傾向に鑑みれば、入口でどこまでチェックできるのか疑問も残る。

(3) マネー・ローンダリング対策上の問題

我が国も加盟している、マネー・ローンダリング対策・テロ資金供与対策の政府間会合であるFATF (Financial Action Task Force:金融活動作業部会) の勧告において、カジノ事業者はマネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い非金融業者として指定されている。海外メディアでは、中国の官僚等が関与した多額の資金や北朝鮮が武器及び麻薬輸出によって得た資金が、マカオのカジノを通してローンダリングされている疑いが報道されている。

我が国にカジノを設けた場合、仮にカジノ事業者に対して、犯罪による収益の移転の防止に関する法律に基づく、取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の届出を求めたとしても、こうしたマネー・ローンダリングを完全に防ぐことができるとは考えられない。

なお、IR議連においては、キャッシュレスシステムにより、カジノ場内での資金の流れを捕捉し、マネー・ローンダリングを抑止することを検討していると伝えられるが、果たしてカジノ場内での資金の流れを全て捕捉することが技術的に可能であるのか疑問である。また、仮に資金の流れを捕捉できたとしても、資金源が犯罪資金であるか否かを直ちに判別することは困難である。

カジノ解禁推進法案とは？

（目的）

- ・特定複合観光施設区域の整備の推進。
→観光及び地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資する。
- ・特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、総合的及び集約的にを行う。

「特定複合施設
観光区域」は？

特定複合観光施設を設置するこ
とができる区域として、地方公共
団体の申請に基づき国の認定を
受けた区域

「特定複合
施設
観光設
合設」は？

カジノ施設及び会議場施設、レクリエー
ーション施設、展示施設、宿泊施設その他の
の観光の振興に寄与すると認められる施
設が一體となつてしている施設であるもの
設が事業者が設置するもの

法案が成立して…

本部長を内閣総理大臣とする
「特定複合観光施設区域整備推進本部」が設置され、
総合的かつ集中的に必要な法律案及び政令案の立案を行う。

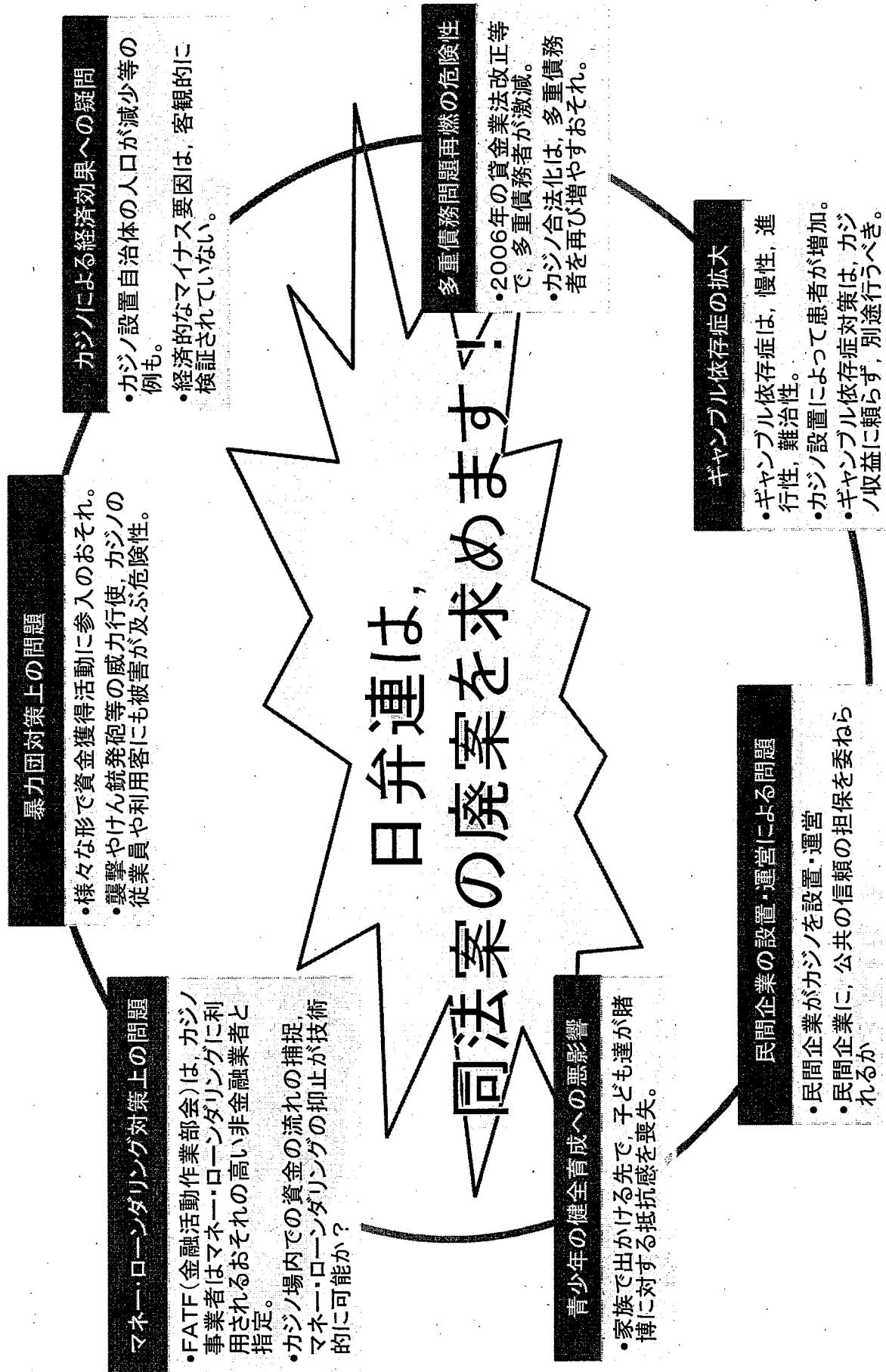
法案でも、カジノの弊害を懸念

カジノ解禁推進本部監査官
監査官

具体的な対
応策は示さ
れていない。

- ・暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者の関与、犯罪の発生、風俗環境の悪化、青少年の健全育成への悪影響、入場者がカジノ施設を利用したことによる悪影響といった弊害を生じさせるおそれが大きい。

日弁連の意見書の主張



「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に対し改めて反対し、廃案を求める会長声明

本日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」という。）が、衆議院の内閣委員会で、審議入りした。

カジノ解禁推進法案は、2013年12月に、国会に提出されたものの実質的な議論が行われないまま、2014年11月の衆議院解散に際し、一旦廃案となった後、2015年4月に再提出されたものの、1年半以上もの間全く審議されずに今日にいたっていたところであった。

当連合会は、2014年5月、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等を理由に、カジノ解禁推進法案の廃案を求める意見書を公表し、その後も、消費者団体等の各種団体に呼びかけて、カジノ解禁推進法案に反対する趣旨の団体署名を募りつつ、多数回にわたる集会、シンポジウム等を開催した。そこでは諸外国のカジノ事情の調査結果等を踏まえて、ギャンブル依存症の拡大への懸念はもちろんのこと、カジノ設置が決して期待されるような経済効果をもたらすものではなく、カジノを設置した自治体周辺の人口が減少した韓国の例や、IR型カジノの倒産が相次いでいる米国アトランティックシティの例などから、かえって地域経済への回復しがたいダメージを与える懸念が大きいといったことを明らかにしてきた。

この間、各種世論調査では、カジノ解禁に反対あるいは慎重との意見が賛成意見を圧倒する結果が示され、新聞各紙もカジノ解禁に疑問を呈する社説を掲げた。これまでカジノ解禁推進法案が審議されなかったのは、こうしたカジノ解禁を是としない大きな世論が示されていたからにほかならない。

このたび審議入りしたカジノ解禁推進法案は、カジノ解禁に伴う上記の問題点を解消するものにはなっておらず、人々の懸念に真摯に答える姿勢すらみえない。

よって、当連合会は、今回のカジノ解禁推進法案に改めて強く反対し、廃案を求める。

2016年（平成28年）11月30日

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

2017/2/14

資料6

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、廃止を求める会長声明

本日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「カジノ解禁推進法」という。）が成立した。

当連合会は、去る11月30日には、同法案の審議入りに当たり、会長声明を公表し、改めてカジノ解禁推進法案に反対し、廃案を求めた。カジノ解禁推進法案には、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等看過できない問題点が多数含まれている。

ところが、衆議院内閣委員会では6時間という極めて短い審議時間で採決が強行された。その結果、多くのメディアからも同法案の内容のみならず審議の過程への懸念が指摘されていた。さらに、参議院内閣委員会では、基本法たる刑法が賭博を犯罪とするなかで民間賭博を認めることの、法秩序全体の整合性の点からの問題点も改めて浮き彫りとなつたが、同委員会でも、十分な審議は行われず、修正案についても修正動議の後わずか数十分の審議で可決された。こうした在り方は、国会が国民各層の意見を慎重に吸い上げる言論の府の役割を事実上放棄するに等しい。

カジノ解禁推進法は、我が国では、現行刑法制定以前から歴史的に厳に禁止され、刑罰の対象とされてきた賭博行為を、特定の場所、特定の者に限定して非犯罪化するものであり、また、民間賭博を初めて正面から公認するという、我が国の刑事司法政策に重大な変更をもたらすものである。この点からも慎重な審議を要するものであったが、今回のカジノ解禁推進法の審議過程は、あまりに短時間で、拙速にすぎるものであった。

また、委員会採決に当たっては、附帯決議において、弊害に対応した対策をとることを明らかにしたもの、その内容は抽象的な表現にとどまっており、いまだいかなる対策が講じられるかについての具体的な提案もされていない。

以上のとおり、カジノ解禁推進法は、当連合会がかねてから指摘している問題点についての解消策が全く講じられておらず、その審議経過も拙速といわざるを得ない。

よって、当連合会は、カジノ解禁推進法の成立に強く抗議し、その廃止を求める。

2016年（平成28年）12月15日

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

社説・読売新聞（2016年12月2日）

社説

人の不幸を踏み台にするのか

カジノ法案審議

カジノの合法化は、多くの重大な副作用が指摘されている。十分な審議もせずに採決するのは、国会の責任放棄だ。

統合型リゾート（IR）の整備を推進する法案（カジノ解禁法案）が、衆院内閣委員会で審議入りした。

法案は議員提案で、「カジノ、ホテル、商業施設などが一体となつたIRを促進するものだ。政府に推進本部を設置し、1年をめどに実施法を制定する」という。自民党や日本維新の会が今国会で法案を成立させたため、2日の委員会採決を求めていることは驚かされる。審議入りからわずか2日であり、公明、民進両党は慎重な審議を主張している。

カジノの合法化は、多額の資金洗浄の恐れ、暴力団の関与、地域の風俗環境・治安の悪化、青少年への悪影響などだ。いずれも深刻な課題であり、多角的な検討が求められる。

法案は2013年12月に提出され、14年11月の衆院解散で廃案になつた。15年4月に再提出された後、審議されない状況が続いてきた。自民党などは、今国会を逃すと成立が大幅に遅れかねない、というが、あまりに乱暴である。

カジノが一時的なブームに終わつたり、周辺の商業が衰退したりするなど、地域振興策としては失敗した例が少なくない。

そもそもカジノは、賭博客の負け分けが収益の柱となる。ギャンブルにはまったく人や外国人観光客らの「散財」に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全である。

さういふに問題なのは、自民党などがカジノの様々な「負の側面」に目をつぶり、その具体的な対策を政府に丸投げしていることだ。公明党は国会審議で、様々な問題点を列挙した。ギャンブル依存症の増加や、マネートロンダーリング（資金洗浄）の恐れ、暴力団の関与、地域の風俗環境・治安の悪化、青少年への悪影響などだ。

公明党は国会審議で、様々な問題点を列挙した。ギャンブル依存症の増加や、マネートロンダーリング（資金洗浄）の恐れ、暴力団の関与、地域の風俗環境・治安の悪化、青少年への悪影響などだ。

カジノは、競馬など公営ギャンブルより賭け金が高額になりがちとされる。客が借金を負って犯罪に走り、家族が崩壊するといった悲惨な例も生もう。こうした社会的コストは軽視できない。

与野党がカジノの弊害について正面から議論すれば、法案を慎重に審議せざるを得ないだろう。

2017/2/14

資料 7-2

社説・日本経済新聞 (2016年12月3日)

拙速なカジノ解禁は問題多い

刑法の賭博罪にあたるため国内で認められないカジノの解禁に道を開く法案が動きのう、衆院の内閣委員会で可決された。自民党や日本維新の会、公明党の一部議員による賛成多数で、自民党は今国会での成立を目指している。

法案の審議が始まったのは今

カジノには、ギャンブル依存症

の増加や暴力団など反社会的勢力の介入、マネーロンダリング（資金洗浄）の懸念といった様々な負の側面が指摘されている。

海外の事例を含め、こうしたマ

イナス面の検証や具体的な防止策の検討が不可欠なのに付帯決議で先送りにされた。是非を判断する材料を欠いたままの拙速な審議は、許されない。

合法化を推進する立場の自民党

会が終盤を迎えたつい3日前のことだ。カジノには国民の間に根強い反対論や拒否感があり、これを主張する。だがこの点も冷静にまで審議できずにいた。それを突き止めて議論してみる必要がある。たとえばマカオのカジノは中国当局によると、カジノ事業を黒字にできるのかどうか、慎重に検討する必要がある。

法案が拙速構想では、国内のい

くつかの地区にカジノやホテル、商業施設、国際会議場などが一体

となって立ち並ぶ統合型リゾート

（IR）が誕生することになる。

日本各地で大規模なりゾート開

発を進めた末に多くが破綻した、かつての総合保養地域整備法（リゾート法）の二の舞いになる心配はないだろうか。地方では、競馬や競輪などの公営ギャンブルも低迷しているのが現状だ。

高齢化や人口減が進むなか、疲弊した経済を立て直すきっかけにしたいという自治体などの思いは分かる。そうであればなおさら、カジノ事業を黒字にできるのかどうか、慎重に検討する必要がある。

だが、議員たちの見識を疑う。だのに。

主張

国の無責任を見過ごせぬ

カジノ解禁法成立

カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備推進法が、十分な審議を経ないまま、国会終盤に成立した。

参院での採決前に、ギ

ヤンブル依存症への対策

をめぐり一部修正が加えられた。だが、政府に求

める「必要な措置」の具

体例として依存症を明示

したことがない。およそ十

分を措置とはいえない。

依存症の懸念はかねて指摘され

ていた。具体的な書写真され

ないままでの成立は無責任という

しかない。これで国民の理解を得

られるだろうか。

同法が賭博派による議員立法だ

つたとも、事態を複雑化した。

本来、法案の作成段階で与野党が

カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備推進法が、十分な審議を経ないまま、国会終盤に成立した。

参院での採決前に、ギヤンブル依存症への対策をめぐり一部修正が加えられた。だが、政府に求める「必要な措置」の具体例として依存症を明示したことがない。およそ十

分を措置とはいえない。

依存症の懸念はかねて指摘され

ていた。具体的な書写真され

ないままでの成立は無責任という

しかない。これで国民の理解を得

られるだろうか。

同法が賭博派による議員立法だつたとも、事態を複雑化した。

本来、法案の作成段階で与野党が

カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備推進法が、十分な審議を経ないまま、国会終盤に成立した。

参院での採決前に、ギヤンブル依存症への対策をめぐり一部修正が加えられた。だが、政府に求める「必要な措置」の具

体例として依存症を明示

したことがない。およそ十

分を措置とはいえない。

依存症の懸念はかねて指摘され

ていた。具体的な書写真され

ないままでの成立は無責任とい

うしかない。これで国民の理

解を得

られるだろうか。

同法が賭博派による議員立法だ

つたとも、事態を複雑化した。

本来、法案の作成段階で与野党が

カジノについて、マネーロンダ

リング（資金洗浄）に使われる恐

れや、暴力団など犯罪組織の関与

なども指摘され、警察庁にも慎重

な姿勢がある。

賭博は本来、犯罪だが、カジノ

を例外的に正当行為とみなすため

が相半ばした自民党も、修正を評

価して採決を容認するなど態度を

変更させた。審議時間は衆参合

せて20時間余り、賛否が割れる法

案として採決され否めない。

同法はカジノを合法化し、ホテ

ルや会議場を一体として整備する

よう政府に求める「基本法」だ。

カジノ合法化を優先させた裏

具体的な制度の内容は

施行後1

年以内をめどに政府がまとめる実

施法案に委ねる。

ならば、初めから政府提出法案

A) 承認案や、労働時間規制の緩

和を柱とする労働基準法改正案な

どのある。政策の優先順位をめぐ

る四大与党の判断にも、疑問が向

けられよう。